

「令和3年度（2021年度）統計法施行状況報告（暫定版）」
 （別編[基本計画 事項別推進状況]（共通基盤部分））

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況
121	第3 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (1) 行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用	○ POSデータ、人流データ、SNSデータなど民間データの活用に係る先行事例があるデータ又は優先度の高いデータ等（行政記録情報等を含む。）を選定して、各府省の協力により集中的に協議することにより、利活用上の各種課題の解決や、優良事例等を積み上げて公表するための産官学連携による会議を開催し、及び政府内における検討の場を設け、データの保護や取得等の課題について集中的に検討し、各府省と地方公共団体・民間企業等の間における統計的分析や統計作成目的によるデータ等の相互利活用を推進するとともに、可能性の高いものから、速やかに試行的な活用等を行う。	総務省、各府省	令和4年度（2022年度）末までに一定の結論を得る。	・ 平成30年（2018年）5月に設置した「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」（以下「ビッグデータ連携会議」という。）を令和3年度（2021年度）に5回開催した。また、新たに構成員の追加を行い、各府省や民間企業等におけるビッグデータの利活用事例について意見交換を行う等、産官学の関係者に広く情報を共有した。その上で、本会議の取りまとめ案を作成し、会議の構成員を中心に議論を行った。
122		○ 統計的分析や統計作成目的によるビッグデータ等の利活用を推進するため、各府省におけるビッグデータ等の統計への活用実態を把握するとともに、可能な限り地方公共団体・民間企業等における国の統計データやビッグデータ等の効果的な利用状況の把握に努め、定期的にこれらの情報を各府省に提供することで各府省による利活用の横展開を促すとともに、上記の会議に報告する。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。	・ 各府省におけるビッグデータ等の統計への活用実態を把握するため、平成30年（2018年）1月から「民間企業等が保有するビッグデータ等の統計作成への活用に係る調査」を実施している。令和3年度（2021年度）に関しても、各府省からの調査結果をとりまとめた上で、今後、総務省統計委員会のホームページに掲載予定（資料編 資料4参照）。 また、ビッグデータ連携会議において、地方公共団体・民間企業等におけるビッグデータの利活用事例について紹介し、構成員との意見交換を行う等、産官学の関係者に広く情報を共有した。
123	ア 行政記録情報等の活用	○ 各府省と連携し、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の更なる充実を図った上で、定期的に実施し、その結果をホームページに掲載するとともに、府省間の情報共有の充実を図る。また、業務統計を作成する府省においては、原則として当該統計をe-State等で公表するとともに、ユーザーニーズを踏まえつつ、提供情報の充実に努める。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。	・ 毎年度、「行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の統計作成への活用に係る実態調査」を実施し、その結果を府省間で共有するとともに、総務省ホームページに掲載している。（当該調査のうち、行政記録情報等の統計作成への活用状況の概要については、資料編 資料5参照）
124		○ 行政記録情報の活用を図ることにより、より正確な景気動向把握や長期的な経済動向の分析に努める。特に、所得に関する税情報については、賃金動向等の把握のための補完的な情報として活用を図ることを視野に本格的に研究を行う。	内閣府、財務省	平成30年度（2018年度）から実施する。	・ 行政記録情報のデータの特徴や利活用方法等について分析を行っているところ。税情報については、財務省の協力の下、賃金動向等との関係について分析しているが、制度要因等による影響も大きく、引き続き検討中。
125		○ 統計委員会を中心に情報の共有や府省間の連携を強化しつつ、行政記録情報等の統計作成への活用を通じた研究・検討を推進する。行政記録情報等の統計作成への活用の推進に当たっては、報告者の同意を得た行政記録情報の転用事例、企業等内の既存データの提供を求める事例等を把握し、報告者側の実態や意見も勘案しつつ、各府省への展開を図る。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。	・ 毎年実施している「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」により、「報告者の同意を得て行政記録情報を転用している事例」の項目を設け、行政記録情報等の統計作成への活用の実態を把握している。 また、令和4年（2022年）2月の統計委員会において、先例となるべき新たな取組として、国税庁の民間給与実態統計調査の回答項目の一部に報告者が保有する給与支払報告書データを活用する事例を報告し、各府省への共有を図った。

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況
126	民間企業等が保有するビッグデータの活用	○ ビッグデータを用いた新たな景気動向の把握のため、POSデータをきめ細かく分析に利用する手法の開発に向けた検討を行う。また、物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けて、調査機関と連携して研究を進める。	内閣府	平成30年度（2018年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> POSデータの約220品目の価格・数量データの双方を用いて、価格変動が必要要因と供給要因のどちらに起因するのかの要因分解を行った指標を開発した。POSデータ等の速報性の高いデータから、機械学習により小売業販売額全体の動きをナウキャストする分析を実施した。これらの結果については、令和2年（2020年）1月に統計委員会委員懇談会において説明を行った。物流データの活用については、企業の生産活動と連動性があると考えられるトラックカーナビデータ（通行台数データ）等を用いて、複数の機械学習により、生産活動月の鉱工業生産指数の週次予測を実施するディスカッションペーパーを令和3年（2021年）6月に公表した。
127		○ ビッグデータを活用した経済指標の開発に当たっては、景気動向把握の向上に資するよう考慮するとともに、POSデータ、人流データ、SNSデータ等を用いて、既存統計で把握できていない経済活動の把握に努める。また、各府省におけるビッグデータの効率的な活用を推進するため、関係府省の取組状況や企業等からのデータ提供の在り方、データの品質確保、専門人材の育成等について、統計委員会を中心に定期的な情報共有を図る。	総務省、関係府省	平成30年度（2018年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 「消費動向指數研究協議会」に参画する企業の一部から提供を受けた消費関連データを用いた試算を実施し、同結果については学会において報告を行った。また、消費動向指數研究協議会（研究評議会）において検討を行い、更なる検討が必要とされた。【総務省（統計局）】 人流データについて、公的統計の補完・新たな指標の作成の可能性を検討することを目的に研究会を開催し、宿泊旅行統計調査の延べ宿泊者数の先行指標の開発等の実証研究を行っている。また、その取組について、第16回ビッグデータ連携会議（令和4年（2022年）2月3日）において報告した。【総務省（政策統括官）】 商業動態統計調査の丁2調査の回答方法について、POS等ビッグデータの提供を可能とする方法を令和2年度（2020年度）から実施済。【経済産業省】
128	(2) オンライン調査の推進	○ 「オンライン調査の推進に関する行動指針」に基づき、統計調査の企画に当たっては、オンライン調査の導入を検討するとともに、導入後も、モバイル機器携帯型端末の活用を含めた改善や回答率の向上を図る。	各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> （資料編 資料6参照）
129		○ ICTの普及状況を踏まえつつ、「政府統計オンライン調査総合窓口」の機能改善・拡充等を推進する。	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 各府省からの機能改修要望に基づき、ログイン情報のパラメータ化（ログイン画面における政府統計コード等の自動入力化）、不正アクセス対策の強化など、機能改善・拡充等を実施した。 また、政府統計共同利用システムの更改（令和5年（2023年）1月実施予定）に向け、機能改善・拡充等について検討を行った。
130	(3) 報告者の負担軽減・統計ニーズの把握	○ E BPM推進委員会が実施する統計ニーズの提案募集の取組と連携しつつ、統計作成に関する報告者の負担等に関する声（提案）を経常的に募集する。また、当該募集により把握した提案や統計調査の実施等に当たり各府省が収集した報告者の声（提案）や統計ニーズについて、各府省と連携して対応方策を作成・公表するとともに、統計委員会を中心に毎年定期的にその対応状況のフォローアップを実施する。なお、地方公共団体、独立行政法人等や民間企業等による各種調査やアンケート調査等との重複等に係る内容については、必要に応じて総務省において、統計委員会の意見も踏まえつつ当該関係者への情報提供や連絡等を行う。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 国の統計に関する提案を経常的に把握する仕組みを構築するため、平成29年度（2017年度）末から、報告者の声の把握を開始した。 これまでに計156件の意見を受け付け、対応方策について関係府省と協力して検討し、統計委員会に報告の上、公表している。 また、過去の意見受付分の対応状況のフォローアップについても、統計委員会に報告の上、公表している。

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況
131		○ 所管統計調査の設計に当たっては、報告者の声、府省内外の統計ニーズを別途把握するとともに、これまでに募集・把握した報告者の声や統計ニーズも踏まえることにより、報告者の負担軽減や統計ニーズへの的確な対応を図ることに加え、各府省の政策立案過程総括審議官等に、必要なデータの有無や所在を確認し、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化を図る。	各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 職種別民間給与実態調査において、府省内外の統計ニーズも含め調査項目の必要性を改めて精査し、報告者の負担軽減等の観点も踏まえ、調査項目の削減等の見直しを行うとともに、令和2年（2020年）調査から、一部の調査項目について、オンライン調査システムの活用を希望する事業所が同システムを活用できる仕組みを導入することとした。 民間企業における役員報酬（給与）調査において、報告者の声等を踏まえ、作成要領等の整理・統合を行い、参照資料の削減を図ると共に、オンライン調査の導入を行う（予定）など、引き続き、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化に向けた取組を行っている。 民間企業の勤務条件制度等調査において、平成30年（2018年）調査から、企業の情報等の共通事項についてプレプリントを実施した。また、オンライン調査システムの活用を希望する事業所が同システムを活用できる仕組みを、令和元年（2019年）調査から一部の調査項目について導入し、令和3年（2021年）調査において全ての調査項目について導入した。【人事院】 所管統計調査における有識者による企画分析会議等での統計の基本的な考え方を踏まえ、検討実施。【内閣府】 総務省が所管する各種統計調査の企画・見直しに当たっては、総務省統計委員会担当室が実施する「国が実施する統計調査に関する提案募集」はもちろん、関係府省や地方公共団体、有識者や報告者等へのヒアリングなどを個別に実施することで統計ニーズを把握し、可能な限りの対応を図っているところ。【総務省】 平成30年度（2018年度）における調査の実施に当たり、外部有識者等による委員会からの意見聴取、犯罪被害者支援団体からのヒアリングなどにより、統計ニーズの把握に努めた。【法務省】 総務省が実施した「国が実施する統計調査に関する提案募集」において、経団連から提出された改善要望のうち、文部科学省対応分について対応を行った。【文部科学省】 統計調査の見直しに当たっては、利活用リストを活用し省内外の関係課室への確認を行ったほか、パブリックコメントの実施や業界団体、利活用者等へのヒアリングにより、国民の意見やニーズを把握した上で、記入者負担の軽減にも配慮した計画案を策定し、総務大臣へ変更申請を行った。【経済産業省】 統計を利用した結果の検討会等において、ニーズの把握に努めている。【環境省】
132	2 統計の品質確保 (1) 統計基準の整備及び統計間の比較可能性向上 ア 統計基準の整備	○ 日本標準産業分類の次期改定と併せて、法人番号と事業所母集団データベースとの照合により追加される企業等の確認結果や、企業等の活動実態や実査可能性等を踏まえつつ、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する日本標準産業分類上の整理に取り組む。	総務省	日本標準産業分類の次期改定（令和5年度(2023年度)）に向けて実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度（2023年度）までを目標とする日本標準産業分類の次期（第14回）改定に向け、現在、有識者を含めた会議で検討しているところである。その会議において、既に専従の役員・労働者等が存在しない法人等の扱いに関する議論を終えており、統計調査によってはそのような法人等も事業所として取り扱う方向で日本標準産業分類に必要な修正を加える予定である。 なお、次期日本標準産業分類の改定内容等を踏まえ、必要に応じて、財分野及びサービス分野からなる生産物分類全体の内容を見直す。

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況
133	イ 統計間の比較可能性向上	○ 統計間の比較可能性や再集計機能の向上を図るために、各府省と連携し、地域ブロックの結果表章に係る標準的な区分の在り方について検討を進め結論を得るとともに、年齢・事業所規模などの結果表章に係る標準的な区分の在り方についても現状の更なる精査を行った上で検討を進め結論を得る。また、各府省は、個々の調査の特性や精度に留意しつつ、この結論にのっとった対応に努める。	総務省、各府省	地域ブロックについては平成30年度(2018年度)末までに、それ以外については令和元年度(2019年度)以降順次、結論を得て、それを踏まえ順次実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ブロックの結果表章については、その指針である「地域別表章に関するガイドライン」を平成31年（2019年）3月28日に決定（総務省政策統括官（統計基準担当）決定）し、公表した。 ・ 年齢及び事業所規模の結果表章については、それぞれの指針である「年齢別表章に関するガイドライン」及び「事業所規模別表章に関するガイドライン」を令和4年（2022年）前半に決定（総務省政策統括官（統計制度担当）決定）し、公表予定である。
134	(2) 民間委託された統計調査の品質確保・向上	○ 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づき、委託業務仕様書の見直しや、プロセス管理の徹底を図るとともに、事後的な検証を含めた情報共有を通じ、民間委託された業務の更なる品質確保・向上に着実に取り組む。	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ (資料編 資料7参照)
135		○ 統計調査の民間委託について、関係府省の協力を得て、複数年契約の推進等について検討するとともに、民間委託における優良事例等を取りまとめ、情報共有する。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年（2018年）7～8月に、民間事業者に委託した統計調査業務の履行状況・範囲・規模などの情報を関係各府省から収集し、整理した上で各府省間で情報共有した。
136	(3) 統計に共通する課題の研究・各府省等への支援	○ 「各府省統計研究情報フォーラム」を活用した情報共有について、各府省における調査研究の実施予定も対象にするなど、統計委員会を中心に取組の充実・強化を図る。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度（2018年度）は、「各府省統計研究情報フォーラム」を活用した情報共有について、各府省における調査研究の実施予定も対象にするなど、統計委員会を中心に取組の充実・強化を図る方策について検討を行った。これらを踏まえ、令和元年度（2019年度）以降、総務省から各府省に従来照会していた研究成果に加え、調査研究の実施予定についても照会し、「各府省統計研究情報フォーラム」に掲載することで、各府省で情報共有を行うと共に、研究予定、成果などを統計委員会企画部会に報告することとしている。直近では、令和3年（2021年）7月の統計委員会企画部会に報告した。
137		○ 各府省及び地方公共団体からのニーズを踏まえ、引き続き統計技術的な課題解決に向けた研究に取り組み、その研究成果を統計業務に活用することにより、各府省及び地方公共団体を支援する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省からの要請により行った「生産動態統計調査」の欠測値補完方法の検証結果について、令和元年（2019年）6月、評価分科会に報告した。 ・ その結果、課題解決に向けた今後の取組の方向性が示され、必要に応じて引き続き経済産業省を支援することとなった。 ・ さらに、令和2年度（2020年度）において、サンプルサイズが大きいなどの条件を満たす分類・品目に対して追加検証を行った。 ・ なお、追加検証の結果については、令和3年（2021年）4月に開催された第10回評価分科会において報告した。
138		○ ビッグデータの特性把握や偏り是正等ビッグデータの利用に関する高度な統計技術の研究開発に引き続き取り組む。また、匿名化などの適切なデータの補正、データ保管・利用に関する信頼性の確保、データの品質確保などについて、各府省に対する技術的な支援の充実に努めるとともに、ビッグデータの分析事例や活用事例に関する研修を実施する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ビッグデータ利活用－基礎から応用まで－」の研修を統計研究研修所にて開催した。 ・ また、当該研修は年度内にオンライン研修用動画コンテンツを整備し、令和4年度（2022年度）から開講する予定である。

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況
139		○ 時々の技術動向を踏まえつつ、情報収集方法の高度化に関する研究に引き続き取り組む中で、無作為抽出により行った調査員調査の結果とモニター調査など別の手法により行った調査の結果との統合推計などの研究を推進し、統計調査員業務の重点化に活用する。	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。	・ 無作為抽出により行った調査員調査の結果とモニター調査など別の手法により行った調査の結果との統合推計を行った全国家計構造調査の集計に関して、第159回統計委員会において、調査実施者から報告がなされた。
140	(4) 品質確保に向けた取組の強化 ア P D C A サイクルの確立等	○ 調査実施後において、各府省の幹事の下、回収率等の結果精度に関する事項を含めた調査計画の履行状況、調査結果の利活用状況等の観点から事後検証を行い、その結果を次回以降の調査計画の見直し等に反映する仕組みをルール化し、調査を不斷に改善する。	関係府省、総務省	令和2年度（2020年度）から実施する。	・ 「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年（2019年）9月30日統計委員会。以下「統計委員会建議」という。）及び「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（令和元年（2019年）12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会）を踏まえ、P D C A サイクルの確立を図るため、「P D C A サイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」（令和2年（2020年）7月30日統計行政推進会議申合せ。以下「点検・評価ガイドライン」という。）を策定し、令和2年（2020年）10月から、各府省において、所管の統計調査について、調査計画の履行状況等に関する計画的な点検・評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善を通じ、品質の確保に取り組んでいる。
141		○ 統計調査の承認審査の重点化を図り、事後検証の徹底した取組を前提として、簡素化・迅速化する。	総務省	令和2年度（2020年度）から実施する。	・ 令和2年（2020年）9月に承認申請等に関する事務マニュアルを全面改正し、承認審査の基本的方針や視点ごとの考え方、重点化による迅速化の方法を具体化するとともに、P D C A サイクルの一環として、所管する統計調査について、各府省が自ら行う事後点検結果の承認審査への活用についても明記した。
142		○ ①誤りが発生している統計、②公表の遅れが継続している統計、③情報システムに問題がある統計などについては、B P Rの手法も活用しつつ、外部の統計専門家の参加も得て、原因分析等を行い、統計作成プロセスやシステムの改修等を行う。	関係府省、内閣官房、総務省	令和2年度（2020年度）から実施する。	・ 情報通信業基本調査において、統計作成支援センターの知見も活用し、課題を検証・分析の上、調査票の抜本的見直し、標本調査化と当該標本設計のマニュアル化を実施した。
143		○ 統計委員会が取りまとめる一般的な要求事項及び方針に基づき、総務省から派遣された統計監理官等が行う第三者監査も活用し、実査、集計等個々の統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。	関係府省、総務省	令和3年度（2021年度）から実施する。	・ 統計作成プロセス診断（第三者監査）の導入に向け、統計委員会における審議を効率的かつ集中的に実施するため、令和2年（2020年）10月に「点検検証部会」が「統計作成プロセス部会」に発展的に改組されるとともに、同部会の下に「要求事項等検討タスクフォース」が設置され、これらの部会等において、統計作成プロセス診断に関する要求事項及び方針の取りまとめに向けた検討が進められている。この一環として、令和3年（2021年）10月からは総務省及び関係省において統計作成プロセス診断の試行を開始している。
144		○ 統計作成に関する標準的な業務マニュアルを作成し、B P R等の状況も踏まえ、定期的に見直す。また、当該マニュアルを踏まえ、統計ごとの業務マニュアルを作成し、定期的に確認する。	総務省、関係府省	令和2年度（2020年度）から実施する。	・ 各府省で構成された「統計作成プロセスにおける品質管理に関するWG」において、統計ごとの業務マニュアル作成に資する標準的なマニュアルとなる「統計作成ガイドブック（仮称）」の発行に向けた議論を進め、試行版を取りまとめたところ。令和4年度（2022年度）中に正式発行を予定。
145		○ 各府省と連携して、個別統計に関し、必要に応じ統計研究研修所も活用しつつ、統計精度検査を計画的に実施するとともに、平成29年度（2017年度）に実施した統計精度検査結果への対応状況も含めフォローアップする。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。	・ 評価分科会において、平成28年度（2016年度）統計法施行状況に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分）（平成30年（2018年）3月）において実施すべきとされた事項のうち、「経済産業省生産動態統計調査の欠測値補完方法の検証」、「経済産業省企業活動基本調査の欠測値対応の検証」について、各府省による対応状況に関する審議を行った。

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況
146		○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、統計の品質保証活動に引き続き取り組み、所管統計・統計調査の改善を図るとともに、公的統計への理解と活用を一層推進するため、作成過程の更なる透明化に努める。その一環として、統計調査の調査計画を一元的に閲覧できるようホームページに掲載するとともに、事後検証の結果についても併せてホームページ上で閲覧できるようにする。	各府省、総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。 調査計画及び事後検証結果のホームページ掲載については、令和2年度（2020年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 各府省のホームページにおける統計に関する情報提供を充実させるため、基幹統計の統計精度に関する情報提供度をスコアリングしている「見える化状況検査」の継続的なフォローアップを前回の同一のスコアリング基準を用いて実施し、一般統計調査についても、見える化状況検査を基幹統計調査に準じたスコアリング基準を用いて実施した。 基幹統計及び一般統計調査の見える化状況検査の結果は、令和元年（2019年）8月の点検検証部会で報告を行い、基幹統計調査については、54調査中11調査で改善が見られた。 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、毎年度、関係府省における統計の品質保証活動に関する取組状況等について情報共有を行っている。 また、統計委員会建議等を踏まえ、統計調査の調査計画及び点検・評価ガイドラインに基づき各府省が実施した点検・評価結果を、e-Sstatにおいて一元的に閲覧できるよう整備を行い、順次掲載作業を実施している。【総務省（政策統括官）】 基幹統計（国民経済計算）及び一般統計調査について、平成25年（2013年）以降、品質表示及び品質評価に係る実施計画を定め、調査実施部局において、品質保証活動に関する取組を実施している。また、大臣官房において、部局ごとの取組結果を確認し、府内の取組状況について適宜部局と情報共有し、取組内容の改善等を促している。【内閣府】 品質表示及び品質評価について、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」等に準じて可能な範囲で実施する体制を維持している。【警察庁】 総務省統計局実施の統計調査について、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、表示の見直し及び自己評価を実施し、評価結果の概要を統計局ホームページ上で公開した。引き続き、所管する統計について、自己評価を計画的に実施する。 また、実施過程の質の評価については、委任・委託先の協力を得て平成30年度（2018年度）から自己評価を実施した。今後も所管する統計について、自己評価を計画的に実施する。【総務省（統計局）】 法務総合研究所においては、一般統計調査である第5回犯罪被害実態（暗数）調査の承認申請に当たり、平成30年度（2018年度）にガイドラインに基づく品質評価事項チェックリストを活用した自己評価を行った。【法務省】 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、財務省が所管する基幹統計及び一般統計調査について統計作成部局による自己評価及び総括部局における二次チェックを実施した。【財務省】 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、文部科学省が所管する基幹統計において自己評価を実施した。【文部科学省】 品質表示については、所管する統計について、各調査の公表の都度見直しを行い、品質表示についての周知や項目内容の充実を図った。品質評価については、予算の概算要求の前に実施予定の統計調査について、自己評価を実施した。 「P D C Aサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」に基づき作成した厚生労働省点検・評価計画に沿って、令和3年度（2021年度）分（6調査）の点検・評価を実施した。【厚生労働省】

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況
					<ul style="list-style-type: none"> 品質表示については、所管する統計調査等の公表資料について、調査担当課室から独立した部署による一元的な審査を実施し、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づく品質表示となるよう充実・改善を図った。 品質評価については、所管する統計調査等について、整備した実施規程に基づき、調査担当課室による自己評価を行った後、調査担当課室から独立した部署による二次的評価を実施した。また、施策担当局庁を構成員とする「農林水産統計の見直し検討会」を開催して、ニーズの適合性、調査の効率性等を踏まえた調査の改善に努めた。 「P D C Aサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」を基に整備した実施規程に基づき、調査担当課室による自己点検を行った後、調査担当課室から独立した部署による二次的点検を実施するとともに、調査計画及び事後検証結果のe-S t a t掲載を順次行った。【農林水産省】 平成29年（2017年）から各統計調査の調査計画を経済産業省ホームページで一元的に公表しているが、e-S t a tでの公表についても対応を行っている。【経済産業省】 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、国土交通省が所管する統計について、品質表示の評価及び品質評価を実施した。【国土交通省】
147		○ システムを用いたエラーチェック等、データの審査を適切に実施する。また、統計に誤りが判明した場合には、あらかじめ策定した対応ルールに基づき、ユーザーに及ぼす影響も含め、ユーザーに対する迅速な周知を行うとともに、効果的な再発防止策を検討・整理して、府省内及び政府全体で共有する。	関係府省、内閣官房、総務省	令和2年度（2020年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 公表数値等の誤りが発生した場合の対応について、令和2年度（2020年度）に各府省においてルールを策定し、運用を開始した。誤り発生に係る情報は、内閣官房の統計分析審査官総括担当から、各府省に配置された統計分析審査官に定期的に共有を行っている。 また、令和3年（2021年）12月に明らかとなった統計不適切事案を受け、令和4年（2022年）1月に改めてルールの周知、徹底を図った。
148		○ 統計調査の担当者から独立した統計分析審査官による分析的審査を順次導入する。	関係府省、内閣官房	令和2年度（2020年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 分析的審査以前に、調査票の記入漏れチェックや結果表の表内検算・表間検算などの基礎的審査を実施していない統計調査があることが判明したことから、各府省に配置された統計分析審査官の下、基礎的審査の導入を進めるとともに、分析的審査については、基幹統計調査及び特定一般統計調査を優先しつつ、段階的に導入可能性の検討を行っている。 なお、基礎的審査及び分析的審査の導入状況については、年1回、フォローアップを行うこととしている。
149		○ 公的統計でカバーしきれない分野について、政府関係法人等が作成する統計を利用しやすくするため、これら統計の品質等を評価するためのガイドラインを策定する。	総務省	令和2年度（2020年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 政府関係法人等が作成する統計の品質等を評価するためのガイドラインの策定に向けて、統計の品質等の状況を適切に把握・評価できるようにするための仕組み等について検討を進めており、令和3年度（2021年度）には政府関係法人等が実施する統計調査等の品質表示等に関する調査研究を実施した。
150	イ 統計の重要度に応じた管理	○ 内閣官房は、関係府省の協力を得て、一般統計調査について重要度に応じた区分を検討する。また、基幹統計とそれ以外の統計の区分の見直し、基幹統計の対象の絞り込み、一般統計調査との入替え等基幹統計として扱う統計の範囲について検討する。総務省は、これらの検討結果を踏まえて区分及び範囲を定めるとともに、必要に応じて区分及び範囲の見直しを行う。	関係府省、内閣官房、総務省	令和2年度（2020年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 一般統計調査の重要度に応じた区分について、「統計改革調査部会・統計体系の整理等検討会」において区分けの基準を検討し、統計行政推進会議において「特定一般統計調査の指定について」（令和2年（2020年）7月30日統計行政推進会議申合せ）の申合せを行った。

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況
151		○ 基幹統計について、社会経済情勢の変化に対応した不断の見直しを行い、重要な一般統計調査についても、これに準じて対応する。その際、統計分析審査官が中心となって実施する分析的審査等の統計の管理の仕組みについて、統計の区分に応じたメリハリのある対応を行う。それ以外の一般統計調査については、効率化を徹底するとともに、統計作成の継続を含めた必要性について検証を行う。	関係府省、総務省	令和2年度（2020年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 各府省においては、所管の統計調査について、点検・評価ガイドラインに基づき、統計調査の区分に応じ、計画的な点検・評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善に取り組んでいる。 分析的審査については、各府省に配置された統計分析審査官の下、分析的審査が導入されていない基幹統計調査及び特定一般統計調査を優先しつつ、段階的に導入可能性の検討を行っている。
152		○ 統計に関する官民のコストの削減計画を策定することにより、統計に関する官民コスト（作業等に要する時間コストの合計。追加的に発生するコストは対象外）を、3年間で2割削減するとともに、その取組状況を毎年フォローアップし、その結果を公表する。	各府省、総務省	令和2年度（2020年度）末までに実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 各府省において、平成30年度（2018年度）に策定した統計に関する官民のコストの削減計画に記載された取組を実施することにより、コストの削減に取り組んでいるところ。 各府省における3年間の取組状況については、令和3年度（2021年度）に最終フォローアップを実施し、令和3年（2021年）9月に2割削減の目標達成を統計委員会に報告した。
153	3 統計の利活用促進・環境改善 (1) 調査票情報等の提供及び活用の推進	○ 調査票情報等の管理に当たり、調査票情報等のデータ形式や調査票情報等を活用する上で必要な情報（メタデータ）の保存・管理の在り方を検討した上で、調査票情報等の管理等の委託に関するガイドラインを定める。	総務省	平成30年度（2018年度）末までに実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年（2018年）法律第34号。以下「改正法」という。）の全面施行に合わせ、調査票情報の二次的利用等関連ガイドラインを改正（平成31年（2019年）4月）し、調査票情報のデータ形式のCSV化やドキュメントの定義の明確化等を図った。
154		○ 調査票情報等の提供及び活用に関するポータルサイトについて、独立行政法人統計センターと協力して整備を進める。全ての基幹統計及び一般統計調査に係る調査票情報、作成に活用した統計、行政記録情報及びメタデータについて、独立行政法人統計センターにおいて、一元的な永年保管を段階的に進めるための検討を行う。また、総務省において、各府省の協力を得て、基幹統計以外の加工統計及び業務統計についても、重要なものから、作成に使用した情報等について、独立行政法人統計センターにおける一元的な永年保管に向けて必要な検討を行う。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。 一元的な保管の検討については、令和2年度（2020年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 政府統計の総合窓口（e-Stat）内に調査票情報の利用手続や提供対象の統計調査一覧などを掲載する「ミクロデータ利用ポータルサイト（m i r i p o）」を令和元年（2019年）5月1日に開設した。 「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年（2011年）4月1日内閣総理大臣決定。令和4年（2022年）2月7日全部改正。）において、保存期間基準（注）を設ける対象の行政文書として、調査票情報等が追加された改正に合わせて、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年（2009年）2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）において、基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報等の保存期間を永年とする改正を行った。 <p>（注）「行政文書の管理に関するガイドライン」では、各行政機関が定める行政文書管理規則の規定例が示されており、また、この行政文書管理規則の別表第1において、行政文書の類型ごとに文書の具体例や保存期間を示した保存期間基準を設けることとなっている。</p>

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況														
155	<p>○ 調査票情報の提供についてオンライン利用を中心とした利用形態への移行を視野に、独立行政法人統計センターと協力し、オンライン利用の全国的な展開に向けて、利用拠点及び利用可能な統計調査の段階的な拡充を図るとともに、これらの取組状況を踏まえて調査票情報等の利用形態の在り方について検討する。加えて、利用可能な行政記録情報について、統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤について整備を進める。</p>	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> オンライン利用の全国的な展開に向け、大学、研究機関等の協力を得て全国に15のオンライン施設を整備するとともに、関係府省と連携して利用可能な統計調査を9府省が所管する計85調査まで拡充を図った。引き続き、オンライン施設及び利用可能な統計調査について、ユーザーニーズ等を踏まえつつ、順次拡充を図る予定。【総務省（政策統括官）】 <p>（参考）平成30年度（2018年度）以降のオンライン施設数及びオンライン利用可能な統計調査の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30年度</th> <th>R 1年度</th> <th>R 2年度</th> <th>R 3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オンライン施設数</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>オンライン利用可能な統計調査数</td> <td>31</td> <td>54</td> <td>73</td> <td>85</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 登録済の2調査の提供年次の拡充を行うとともに、新たに3調査の登録を行った。【内閣府】 オンライン利用に係るシステム基盤の整備として、独立行政法人統計センターへの委託により、令和2年（2020年）1月からオンライン中央データ管理センターを整備するとともに、オンライン利用者向け集計システムの開発及びデータ整備を実施。【総務省（統計局）】 統計センターと調査票情報等の取扱いについて調整を行い、一部の統計調査において、オンライン利用による調査票情報の提供を可能とした。【文部科学省】 令和元年（2019年）5月1日からオンラインの本格運用に参画し、11調査（人口動態調査、医療施設調査、患者調査、賃金構造基本統計調査、薬事工業生産動態統計調査、国民健康・栄養調査、病院報告、介護サービス施設・事業所調査、中高年者縦断調査、就労条件総合調査、医薬品・医療機器産業実態調査）について登録し、隨時、年次追加を行った。【厚生労働省】 令和2年度（2020年度）の基幹統計調査及び一般統計調査の登録に続き、令和3年度（2021年度）においても、新たな統計調査の利用に向けて独立行政法人統計センターに寄託を行った。【農林水産省】 平成29年度（2017年度）の基幹統計調査の登録に続き、平成30年度（2018年度）に一般統計調査の登録を開始。令和3年度（2021年度）は、登録している統計調査の提供年次の拡充を行った。【経済産業省】 一部の統計調査において、オンライン利用による調査票情報の提供を可能とした。【環境省】 		H30年度	R 1年度	R 2年度	R 3年度	オンライン施設数	12	12	13	15	オンライン利用可能な統計調査数	31	54	73	85
	H30年度	R 1年度	R 2年度	R 3年度															
オンライン施設数	12	12	13	15															
オンライン利用可能な統計調査数	31	54	73	85															

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況
156	○ 総務省におけるオンライン利用の運用状況を踏まえつつ、所管統計調査の調査票情報等のデータ提供等について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を進めるなど、オンライン利用の推進に向けた取組を行う。	各府省、総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。		<ul style="list-style-type: none"> 改正法の全面施行により、調査票情報の提供対象が拡大されたことを踏まえ、オンライン利用に係る独立行政法人統計センターへの調査票情報の提供等に係る事務の委託を進め、オンライン利用が可能な統計調査を9府省が所管する計85調査（令和4年（2022年）3月時点）まで拡充を図った。【総務省（政策統括官）】 令和2年度（2020年度）から、独立行政法人統計センターへ調査票情報の提供に係る事務の全部委託を実施し、オンライン利用可能な統計調査の拡充を進めている。【内閣府】 調査票情報のオンライン利用に係る事務については、改正統計法の施行による調査票情報の提供範囲の拡大に併せて独立行政法人統計センターに改めて委託。【総務省（統計局）】 法人企業統計調査について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を実施した。【財務省】 所管統計調査の調査票情報等のデータ提供等について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託の準備を進めるなど、オンライン利用の推進に向けた取組を行い、一部の統計調査において、オンライン利用による調査票情報の提供を可能とした。【文部科学省】 令和元年（2019年）5月1日の統計法第33条の2の施行に合わせて、独立行政法人統計センターへの調査票情報の提供等に係る事務の委託を行った。【厚生労働省】 所管する統計調査について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を行った。【農林水産省】 令和元年度（2019年度）に独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を実施。令和3年度（2021年度）は統計調査の提供年次の拡充を行い、オンライン利用の推進に向けた取組を行った。【経済産業省】 環境省で所管している統計調査について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を行った。【環境省】
157	○ 統計法令の改正状況を踏まえつつ、オーダーメード集計及び匿名データの提供に関する利用要件の緩和を進めるため、ガイドラインの改正など必要な環境整備を行う。	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。		<ul style="list-style-type: none"> 統計法施行規則（平成21年（2009年）総務省令第145号）を改正し、オーダーメード集計及び匿名データの利用要件について、新たに官民データ活用推進基本法（平成28年（2016年）法律第103号）により指定された重点分野に係る統計の作成等を追加するとともに、教育目的の利用を高等学校相当まで拡大した。これを踏まえ、オーダーメード集計及び匿名データに係るガイドラインの改正（平成31年（2019年）4月）を行った。

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況
158	○ オーダーメード集計について、利用者の利便性等の向上のため、利用に当たっての要件、作成可能な集計表、費用等に関する情報について、具体例を示しつつホームページに掲載するなど利用に関する更なる情報提供に取り組む。	各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。		<ul style="list-style-type: none"> 利用者の利便性等の向上のため、令和元年（2019年）5月に「ミクロデータ利用ポータルサイト（m i r i p o）」を開設し、オーダーメード集計の利用に当たっての要件、作成可能な集計表、費用等に関する情報を掲載するなど情報提供の充実を図った。 また、オーダーメード集計による集計表の作成が可能な統計調査について、上記ポータルサイトの情報を定期的に更新している。【総務省】 厚生労働省ホームページに「オーダーメード集計について」として、利用要件、手数料、対象となる調査の概要及び集計の仕様等を掲載し、情報提供に取り組んでいる。【厚生労働省】 農林水産省ホームページに「委託による統計の作成等（オーダーメード集計）利用に当たって」として、利用の手引きや契約約款を掲載し、情報提供に取り組んでいる。【農林水産省】 経済産業省がオーダーメード集計の提供対象としている経済産業省企業活動基本調査について、対象年次の拡充更新を行った（現在、平成20年（2008年）調査（平成19年度（2007年度）実績）～2020年調査（令和元年度（2019年度）実績））。【経済産業省】 オーダーメード集計の利用に関する情報を環境省のホームページに掲載し、情報提供に取り組んでいる。【環境省】
159	○ オーダーメード集計に関し、より利便性の高い提供方式であるオンデマンド集計の導入について検討を行い、結論を得る。	総務省	令和元年度（2019年度）末までに実施する。		<ul style="list-style-type: none"> 諸外国におけるオンデマンド集計の導入状況等に関する調査研究を実施し、有識者の意見も聴取した上で、今後は、我が国におけるオンデマンド型サービスの導入を進めることを前提に、どのような形態が望ましいか、また、どのようなシステムを構築するべきであるかといった点について、具体的な検討を進めていくこととする結論を得た。
160	○ 匿名データについて、統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討する。	総務省	令和元年度（2019年度）末までに実施する。		<ul style="list-style-type: none"> 統計法施行規則を改正し、匿名データの利用要件について、新たに官民データ活用推進基本法の規定により指定された重点分野に係る統計の作成等を追加するとともに、教育目的の利用を高等学校相当まで拡大した。 また、匿名データの提供早期化に向け、統計研究研修所が支援する仕組みを構築し、平成31年（2019年）2月の統計委員会において「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」（平成27年（2015年）9月統計委員会決定）を改正した。 平成30年度（2018年度）の取組を踏まえ、令和元年度（2019年度）から、匿名化処理基準に基づく匿名データ作成の効率化及び統計研究研修所による技術的な支援を得ている。その支援により、令和元年度（2019年度）には国勢調査（平成22年（2010年）及び27年（2015年））の、令和2年度（2020年度）には労働力調査（平成25年（2013年）から29年（2017年）まで）の、令和3年度（2021年度）には労働力調査（平成30年（2018年）及び令和元年（2019年））、社会生活基本調査（平成23年（2011年）及び28年（2016年））、全国消費実態調査（平成21年（2009年）及び26年（2014年））及び就業構造基本調査（平成24年（2012年）及び29年（2017年））の匿名データの提供を開始した。

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況																																								
161	○ 匿名データやオーダーメード集計について、ユーザーニーズ等を考慮しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。		<ul style="list-style-type: none"> 行政機関が提供する匿名データは、令和3年度（2021年度）末時点で2省所管の7調査（66年次分）であり、令和3年度（2021年度）において6年次分のデータの追加を行った。 また、行政機関及び日本銀行が提供するオーダーメード集計は、令和3年度（2021年度）末時点で10府省等所管の31調査（396年次分）であり、令和3年度（2021年度）において15年次分のデータの追加を行った。 引き続き、ユーザーニーズ等を踏まえつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加を行う予定。 <p>（参考）平成30年度（2018年度）以降のオーダーメード集計及び匿名データの提供を実施している府省数や調査数等の推移は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H30年度</th><th>R 1年度</th><th>R 2年度</th><th>R 3年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オーダーメード集計</td><td>府省数 調査数 調査年次数</td><td>10 28 318</td><td>10 29 334</td><td>10 31 381</td></tr> <tr> <td>匿名データの提供</td><td>府省数 調査数 調査年次数</td><td>2 7 50</td><td>2 7 52</td><td>2 7 58</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>31</td><td>31</td><td>396</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>7</td><td>7</td><td>7</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>66</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		H30年度	R 1年度	R 2年度	R 3年度	オーダーメード集計	府省数 調査数 調査年次数	10 28 318	10 29 334	10 31 381	匿名データの提供	府省数 調査数 調査年次数	2 7 50	2 7 52	2 7 58			10	10	10			31	31	396			2	2	2			7	7	7			66		
	H30年度	R 1年度	R 2年度	R 3年度																																									
オーダーメード集計	府省数 調査数 調査年次数	10 28 318	10 29 334	10 31 381																																									
匿名データの提供	府省数 調査数 調査年次数	2 7 50	2 7 52	2 7 58																																									
		10	10	10																																									
		31	31	396																																									
		2	2	2																																									
		7	7	7																																									
		66																																											
162	○ 調査票情報を利用した研究成果について、各府省及び研究者からの報告を受け、e-Sstatとの連携を図りつつ、一元的に閲覧可能な環境を整備するとともに、研究成果の一覧表示や検索機能などの閲覧者の利便性を図る取組を行う。	総務省	平成30年度（2018年度）末までに実施する。		<ul style="list-style-type: none"> 調査票情報を利用した研究成果について各府省からの報告を取りまとめて総務省ホームページに掲載した。 また、改正法の全面施行により、調査票情報をを利用して作成した統計若しくは行った統計的研究の成果又はその概要等の公表が義務付けられたことを踏まえ、政府統計の総合窓口（e-Sstat）内にこれらの法定された公表事項等を掲載する「ミクロデータ利用ポータルサイト（m i r i p o）」を令和元年（2019年）5月1日に開設し、情報を随時更新している。また、令和2年（2020年）4月に当該ポータルサイトを改修し、検索機能を整備した。 																																								
163	(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進	○ 一般統計調査の結果、業務統計及び加工統計を含め、所管する統計データをe-Sstatに登録する。また、機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充、統計表の集約的な公表、API機能でのデータ利用が可能となる統計情報データベースへのデータ登録を計画的に実施する。なお、総務省は、各府省への統計データ登録に係る周知の徹底や、各府省による統計データ登録業務を引き続き支援することに加え、各府省と連携を図りつつ調査票情報の保存形式の共通化等を進め、統計データ登録業務の効率化を図る。	各府省、総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 各府省における基幹統計調査及び一般統計調査の結果、業務統計並びに加工統計のe-Sstatへの登録状況の現状を踏まえ、今後、e-Sstatへの登録状況の現状を分析し、各府省へ登録業務の徹底を図っていく予定（当該登録状況の現状については、資料編 資料8参照）。【総務省（政策統括官）】 総務省において、各府省の統計データの一部（令和2年度（2020年度）に71統計、令和3年度（2021年度）に24統計追加）について、API機能でのデータ利用が可能となる統計情報データベースへのデータ登録の支援を実施した。 また、機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充等に必要となる、メタデータ整備等を実施している。【総務省（統計局）】 令和3年度（2021年度）にe-Sstatに登録する業務統計のCSVデータをすべて機械判読可能な形式へ変更した。【防衛省】 																																								
164	○ e-Sstatについて、高度利用のための機能改善や強化、統計作成において使用している行政記録情報に関する項目検索機能の追加など、ユーザーニーズを把握し、これを踏まえた機能強化を引き続き推進する。	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。		<ul style="list-style-type: none"> 政府統計共同利用システムの更改（令和5年（2023年）1月実施予定）に向け、機能改善や強化等について検討を行うとともに、有識者等にヒアリングを行い、ユーザーニーズの把握等を行った。 なお、行政記録情報に関する項目検索機能の追加は、令和2年度（2020年度）に実施済。 																																								

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況
165		○ 海外の政府や国際機関の統計サイトの利便性や操作性などの情報を収集し、有用な機能を取り入れることにより、e-Sstatの利便性の向上を図る。	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。	・ 令和2・3年度（2020・2021年度）に実施した、e-Sstatでの統計データの検索性の向上等を目的とした、メタデータの整備に向けた国際標準の確認や諸外国事例の調査結果を、「統計データの整備に係る基本方針」を具体化するための各種ガイドラインに反映するとともに、メタデータ整備等を実施している。
166		○ 総務省と連携して、調査の概要や地域区分、分類項目・集計項目一覧などの統計を利用する際に必要な情報をe-Sstatに登録する。	各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。	・ (資料編 資料9参照)
167	(3) 統計リテラシーの向上	○ 統計教育の内容等を改善することとした中央教育審議会答申やこれを踏まえた学習指導要領の改訂を踏まえ、これまでの取組（無料学習サイト・教材等の開発、教員向けコンテンツ等の提供等）を更に充実するとともに、教員の指導力向上や児童・生徒の統計への興味喚起を目的に、教育者向けセミナーや児童・生徒向け講座をより積極的に開催する。また、地方公共団体による小中学校向け授業等の取組と連携し、成功事例等の情報提供及び横展開を行う。	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。	・ 児童・生徒向け統計学習サイトの拡充や教員向けセミナーの開催等を引き続き進めている。小中学生向けサイト「キッズすたっと」（平成30年（2018年）6月公開）について、全国の教員を対象とした統計指導者講習会で広報を行った。 また、高校生以上向けでは、「統計データ分析コンペティション」を平成30年度（2018年度）より毎年、総務省統計局と統計センター等で共催している。このほか、平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）は、小学生を対象にプログラミングを通じて統計データに親しんでもらうイベント「子ども統計プログラミング教室」を、都道府県等と連携して実施した。令和2年度（2020年度）から、キッズ向け統計学習イベント「わくわく！統計アカデミー for KIDS」、令和3年度（2021年度）は、中学生を対象に「中学生限定！統計チャレンジセミナー」を新たにWEBセミナーとして開催した。 なお、統計教育を担う教員の指導力向上を目的に、統計指導者講習会を引き続き開催しているほか、統計研究研修所と滋賀大学が連携協力して、「教育関係者向けセミナー」を引き続き開催している。令和3年度（2021年度）は、統計指導者講習会については新型コロナウイルス感染症の影響により、中央研修を中心としたため、次年度の開催に向けて実施形態等の検討を進めており、「教育関係者向けセミナー」についてはライブ配信により開催した。
168		○ 総務省は、関係府省と連携しつつ、データサイエンスと関連の深い高等教育機関と連携・協力し、大学生や社会人向けの講義や講座の提供を充実するとともに、連携・協力をを行う高等教育機関の質・量の拡大を図る。また、産業界が要望するデータ分析スキルを有する人材の育成のため、専門職大学院等に講師を派遣する。 さらに、「AI戦略2019」（令和元年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、文部科学省は、全国の大学等への数理・データサイエンス・AI教育の普及・展開などの取組を進め、総務省は、この取組に協力を行う。	総務省、文部科学省	平成30年度（2018年度）から実施する。 AI戦略2019に係る部分については、令和2年度（2020年度）以降継続して実施する。	・ 広く統計リテラシーの向上に資するため、総務省統計研究研修所と滋賀大学が連携協力し、引き続きデータサイエンスセミナーや教育関係者向けセミナーを共催しており、令和3年度（2021年度）もライブ配信等により開催した。また、高等教育機関の研究者の協力を得て、社会人に向けて学習サイト「データサイエンス・オンライン講座」を提供し、「社会人のためのデータサイエンス入門」「社会人のためのデータサイエンス演習」「誰でも使える統計オープンデータ」の各講座を引き続き開講、大学等への広報を実施した。なお、これらの各講座は、令和3年度（2021年度）より、総務省統計研究研修所のオンライン研修としても開講（年4回）した。 総務省からは、データサイエンス教育のため、課長級職員1名を国立大学特別招聘教授として派遣している。【総務省】 ・ 文部科学省は、全国の大学等への数理・データサイエンス・AI教育の普及・展開などの取組を進めた。【文部科学省】
169		○ 統計調査員の活動環境の改善を図る観点から、小・中・高校等の段階別に統計調査の必要性や法的位置付け、調査票情報等を保護するための措置、統計調査員の役割等を説明した教材の作成・提供を行う。また、統計教育や学生調査員任用に取り組んでいる大学の事例紹介を通じ、今後同様の取組実施を希望する大学と都道府県との連携を促進する。	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。	・ 都道府県における小学校向け教材を入手しつつ、全国の教員を対象とした統計指導者講習会を通じて、教職員等有識者と連携を取りながら教材の内容について検討を行った。今後、小学校向け教材の作成及び提供を行い、統計調査活動の普及に努める。 また、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会を通じ、全国の大学向けに配布する学生調査員PR資料を提供した（同資料については都道府県にも共有済）。また、愛媛県及び松山市とともに2大学を訪問し、統計教育や学生調査員任用に取り組んでいる大学の事例説明を行い、大学と都道府県・市町村との連携促進に努めた。

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況
170	(4) 報告者の理解の増進・公平感の確保	○ 経済産業省の協力を得て、経済センサス・活動調査を念頭にしつつ、統計法以外の法令に基づき実施されている立入検査等の事例も参考とし、統計法第15条に基づく立入検査等を積極的に行っていくべき統計調査や、対象となる客体、必要な検査手順等の更なる具体化について、結論を得る。これを踏まえ、令和3年（2021年）経済センサス・活動調査において、立入検査等を積極的に行っていくための実務的な方策について検討し、結論を得る。	総務省、経済産業省	令和3年（2021年）経済センサス・活動調査の企画時期までに結論を得る。 また、実務的な方策について、同調査の実施時期までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 立入検査等の実施についての具体的方策が検討される際の前提として、立入検査等の実施が想定される統計調査、対象となり得る者、実施主体、手順等についての考え方を検討の上、令和3年（2021年）経済センサス・活動調査の調査実施者（総務省及び経済産業省）と情報共有及び意見交換を行い、「統計法第15条の規定に基づく立入検査等について」（令和3年（2021年）8月20日総務省政策統括官（統計制度担当）決定）を策定した。【総務省（政策統括官）】 総務省政策統括官（統計制度担当）において決定された「統計法第15条の規定に基づく立入検査等について」を踏まえ、実務的な方策について検討し、結論を得た。【総務省（統計局）及び経済産業省】
171		○ 他の基幹統計調査における立入検査等の積極的な実施を促すため、令和3年（2021年）経済センサス・活動調査における立入検査等の実施状況を踏まえ、立入検査等の問題点の把握や事例の分析等を行い、これを関係府省で共有するなどの取組を行う。	総務省	令和4年度（2022年度）末までに実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年（2021年）経済センサス・活動調査における立入検査等の実施状況を踏まえ、令和4年度（2022年度）末までに取組を行う予定。
172		○ 共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、関係府省の協力を得て、地方公共団体とも連携しつつ、マンション管理関係団体等からの統計調査に係る意見・要望・問合せ等に対応するための国側の窓口を総務省に設置することや、マンション管理関係団体等との定期的な意見交換を行うことなどにより、マンション管理関係団体等との連携強化を図る。	総務省、関係府省	平成30年度（2018年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> アパート・マンション等の共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、国側の窓口を総務省に設置することや、団体との定期的な意見交換（「共同住宅における円滑な統計調査の実施に向けた意見交換会」（第1回：平成30年（2018年）4月25日、第2回：令和元年度（2019年）6月26日開催））、情報提供（情報提供用資料「政府統計のチカラ」第1～3号提供）などを通じて、マンション管理関係団体等との連携強化に努めた。 また、令和4年度（2022年度）に実施予定の政府統計調査等の情報を関係団体へ提供する予定。
173		○ 引き続き「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく取組を推進し、統計調査の必要性・重要性や罰則規定を含めた報告義務の周知など、報告者に対する広報の充実・強化に取り組むこととし、その一環として、「調査のお知らせ」等の調査通知情報やホームページ等に記載している報告義務や罰則規定の周知内容について、当該統計の利活用事例等を組み合わせるなど、国民にとって分かりやすい内容にするための見直しを行う。また、地方公共団体などの統計調査実施機関における非報告者への対応に係る取組や広報の成功事例等の横展開を図る。	各府省、総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 各府省における行動指針の取組状況のフォローアップを行うとともに、地方公共団体における好事例を把握し地方公共団体などの統計調査実施機関における非報告者への対応に係る取組や広報の成功事例等の横展開を図ることに努める。【総務省（政策統括官）】 平成30年度（2018年度）における訪問調査実施前に、調査概要について、法務省ホームページに掲載し、報告者の理解の増進を図った。【法務省】 令和2年度（2020年度）に引き続き、経済産業省ホームページにおいて、統計調査に関する「お知らせ」や「調査にご協力いただいている方へ」等の情報を報告者及び広く一般の方へ情報発信を行うとともに、統計を分析した記事など、統計に関する情報発信等の取組を令和3年度（2021年度）において、実施している。【経済産業省】

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況
174	(5) 大規模災害発生時等の備え	○ 「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」に基づき、行動計画のひな形を参考にしつつ、速やかに行動計画の策定に取り組むとともに、総務省が中心となって、各府省の行動計画の策定状況の把握や情報共有を行い、取組の推進を図る。	各府省、総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）3月に各府省に対して、大規模災害が発生した場合に関する具体的な行動計画について、バーチャルフォーラムへの掲載を依頼し情報共有を図ると共に、行動計画が未策定の府省に対しては策定を求めた。【総務省（政策統括官）】 平成31年（2019年）4月に「大規模災害が発生した場合の統計局の所管統計に係る行動計画」を策定した。【総務省（統計局）】 大規模災害が発生した場合に関する具体的な行動計画について、新型ウイルス感染症等が拡大した際ににおける統計作成の優先度等を判断し、業務を継続・中止する組織体制等の在り方について引き続き検討中。【経済産業省】 平成30年度（2018年度）に「大規模災害が発生した場合の内閣府本府所管統計に係る行動計画」を策定済み。【内閣府】
175	4 統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等 (1) 統計部局による広範な支援、統計リソースの計画的な確保等 ア 統計部局による広範な支援	○ 統計の作成・利用に関する各府省からの相談の一元的な窓口の設置や専門人材の派遣など、各府省における統計の作成を幅広く支援する。	総務省	令和2年度（2020年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年（2020年）4月に一元的な相談窓口として「統計作成支援センター」を設置。総務省統計局、政策統括官（統計制度担当）及び統計センターと連携し、令和3年度（2021年度）は約50件の相談に対応した。
176		○ 各府省の統計部局において、府省内の政策部局等からの統計作成に関する相談、要望等に対応するなど、府省内の統計作成を広く支援する。	各府省	令和2年度（2020年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 総務省の統計幹事部局である統計局では、省内の統計作成部局と密に連絡を取れる関係を構築しており、必要な支援も実施しているところ。【総務省】 省内（調査所管課以外も含む。）に向けて、研修の受講を働きかけたほか、人事課とも連携し、新規採用者全員が受ける初任者研修に統計に関する研修（総務省統計研究研修所主催のオンライン研修）を盛り込むなど、統計人材の育成に努めた。【文部科学省】 民間の統計に関する知見を有する者を採用し、省内統計調査や研修等の改善を行う体制を整備した。【厚生労働省】 平成29年（2017年）7月から統計部内に「統計データ利活用サポート窓口」を設置し、統計データの所在案内、組替集計の受付・提供、調査票情報の提供等を実施するなど、省内の統計利用等を支援。 統計幹事部局（大臣官房統計部）が、省内の政策部局からのニーズ・要望を受け、多様な統計データを整備・改善し、政策立案を支援するための統計等データを作成・省内提供する取組を令和4年（2022年）から開始した。【農林水産省】 従来から統計部局において、省内の統計作成課室からの相談に対応している。【経済産業省】
177		○ 統計委員会が定める方針の下、専門家（品質管理の専門家・実務家、研究者等）を採用し、「統計監理官」として各府省に派遣し、統計幹事等を支援する。	総務省	令和2年度（2020年度）から派遣に向けた準備を行い、3年度（2021年度）から派遣する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年（2021年）11月以降、総務省から専門家（統計監理官等）を各府省に順次派遣して「統計作成プロセス診断」を試行するなど、段階的に取組を進めている。

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況
178	イ 統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置	○ 国民経済計算を軸とした経済統計の改善や、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進などの実現に必要な統計リソースについて、既存の統計リソースの有効活用を図るとともに、計画的に確保する。	各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。	・ 平成30年度（2018年度）以降、毎年行っている「統計リソースの重点的な配分に関する建議」を踏まえ、各府省において必要な予算・定員を確保している。
179		○ 統計リソースの確保及び有効活用のため、統計委員会を中心に統計リソースを集中すべき重点分野を定める。	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。	・ 平成30年（2018年）以降、毎年行っている「統計リソースの重点的な配分に関する建議」の中で統計リソース（予算・人員）を重点的に配分すべき取組を定めている。 令和3年度（2021年度）は、統計委員会から、デジタル技術等を活用した統計の作成、業務効率化等、統計データの利活用促進、調査体制の強化と人材の確保・育成など、令和4年度（2022年度）において統計リソース（予算・人員）を重点的に配分すべき取組について建議がなされた。
180		○ 統計リソースの確保及び活用に関する他府省と共有すべき新たな技術や有効な取組などについて、統計委員会等を通じ、引き続き情報共有を図るとともに、先例となるべき新たな取組、業務の見直しなどに関する推奨事例の横展開に取り組む。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。	・ 各府省における統計リソースの確保・有効活用につながった取組の情報収集を行い、把握した事例を統計委員会に報告し、各府省への共有を図っている。 令和4年（2022年）2月の統計委員会では、先例となるべき新たな取組として、国税庁の民間給与実態統計調査の回答項目の一部に報告者が保有する給与支払報告書データを活用する事例を報告し、各府省への共有を図った。
181		○ 調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を担うことが期待されている独立行政法人統計センターについて、引き続き必要なリソースの確保に努める。	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。	・ オンサイト利用の推進を含めた調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等について、引き続き必要なリソースの確保に努めているところである。
182	ウ 地方公共団体との連携・支援	○ 統計調査の環境改善に向けて、平成30年度・令和元年度（2018・2019年度）に広報啓発や関係団体等への働きかけの強化、新たな若手調査員の確保など統計調査の環境改善対策を中心に、試行的な調査手法の見直し、高度化等の取組を行う都道府県を対象に支援を行い、その結果や関係府省、地方公共団体の意見も踏まえつつ、地域の実情に応じた統計調査の環境改善のメニューや支援策を策定し、これを活用することによる統計調査の環境改善に向けた地方公共団体における調査手法の見直しや高度化等の取組の支援を本格的に実施する。	総務省	令和2年度（2020年度）から実施する。	・ 試行的に調査手法の見直し、高度化等の取組（調査環境の悪化への対応や統計調査員の高齢化に伴う新たな調査員確保など）を行う都道府県に対して統計専任職員の試行的加配による支援を実施（平成30・令和元年度（2018・2019年度）の各年度5県で実施）し、その取組の効果などの検証を実施した。今後は、その結果について都道府県と共有を図る。
183		○ 関係府省と連携して、地方公共団体の実情や利活用ニーズ等を踏まえつつ、都道府県別表章の充実に向けた上乗せ調査などの技術面での支援や推計・提供方法等の在り方等の検討・研究を行うなど、地方公共団体に対する必要な支援・検討等を進める。	総務省、関係府省	平成30年度（2018年度）から実施する。	・ 都道府県別表章や地域統計の充実に向けた上乗せ調査の実施などの取組について、都道府県からの要請に基づき国から専門家を派遣し技術的な支援（地方統計機構支援事業 人口流入出の要因に係る分析支援、都道府県景気動向指數作成支援、県民経済計算四半期速報の評価・検証）などを実施した。また、他の都道府県及び政令指定都市に対して技術的支援結果の情報提供を実施した。
184		○ 内閣府が行う物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けた研究の進捗状況を踏まえ、地方公共団体の統計分析等への活用可能性について検討を行う。	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。	・ 内閣府において、企業の生産活動と運動性があると考えられるトラックカーナビデータ（通行台数データ）等を用いて、複数の機械学習により、生産活動月の鉱工業生産指標の週次予測を実施するディスカッションペーパーを令和3年（2021年）6月に公表した。

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況
185		○ 地方公共団体におけるニーズを踏まえつつ、人事交流時の研修プログラムや人事交流の手法・留意点等、国における受入ポストや人事交流の仲介機能の整備など、人事交流の促進に有効と考えられる方策を整備する。その上で、これらの方策を活用し、地方公共団体の要望に応じて柔軟な形で地方公共団体との人事交流の実施を進めるとともに、その成功・支障事例等を関係府省・地方公共団体間で共有し、取組の改善を図る。	総務省、 関係府省	平成30年度 (2018年度)末 までに整備 し、その後実 施する。	<p>・ 都道府県に対しては、ブロック別統計主管課長会議において、人事交流の取組の周知、各府省に対しても、統計主管課長級等から構成される統計企画会議等の場で、地方統計機構との人事交流の推進を促した。 国の統計機構においては、地方公共団体からのニーズを聴取し、受入ポストの選定や研修プログラムの作成を行った上で、統計の利用・分析等の専門知識を有する国の職員を派遣している。 令和3年度（2021年度）には、地方公共団体の職員3名を国の統計機構で受け入れ、国の統計機構の職員2名を地方公共団体に派遣した。</p>
186		○ 国・地方公共団体の統計部門間において、優れた分析事例や推計技術等を情報共有する方策について、検討し、速やかに情報共有を行う。	総務省	平成30年度 (2018年度)か ら実施する。	<p>・ 地方統計機構支援事業において、平成30年度（2018年度）から、地方統計部門への専門家の派遣や技術面の支援（島根県に対し、県民経済計算四半期速報の見直しに伴い作成した推計モデルについて統計的な検証を支援、等）を実施するとともに、他の都道府県に対して技術的支援結果の情報提供を行った。 また、和歌山県にある総務省の統計データ利活用センターにおいて、平成30年度（2018年度）から、地方公共団体における統計データを活用した課題解決の支援等を行っているほか、統計局において「地方公共団体における統計（データ）利活用表彰」を実施し、応募のあった取組を基に「統計データ利活用事例集」を作成し様々な方法で地方公共団体に周知・共有を行っている。</p>
187		○ 地方公共団体への人的支援等を行う観点から、地域における大学等の専門家の活用等に関する先進事例の情報提供や専門家リストの作成・提供など、大学等と地方公共団体との連携を強化する。	総務省	平成30年度 (2018年度)か ら実施する。	<p>・ ブロック別統計主管課長会議において、地方と大学の連携における先進事例の情報提供を行った。今後、専門家リストの作成・提供を行い、大学等と地方公共団体との連携を強化を図る。</p>
188		○ 一定の統計業務経験を積み、統計に関する高度な能力を有する地方公共団体の職員に対して、「統計データアナリスト」と「統計データアナリスト補」の資格を付与する。	総務省	令和3年度 (2021年度)か ら実施する。	<p>・ 統計に関する高度な知見・能力を有する者について、まずは国の職員に対する認定要件等の検討を行い、令和2年度（2020年度）に「統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方（令和3年（2021年）2月12日統計行政推進会議申合せ）」及び「統計データアナリスト等の認定基準（令和3年（2021年）2月18日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）」を策定した。令和3年度（2021年度）には、統計データアナリスト等認定実施規程（令和3年（2021年）6月29日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を策定し、国の職員に対して資格付与を開始した。</p>
189	エ 統計調査員の確保・育成・支援	○ 関係府省及び地方公共団体と連携して、統計調査員の確保に資すると考えられる、学生や生涯学習受講者等の統計調査員への任用に向けた取組等を行っている地方公共団体の事例を検証し、優れた取組の情報共有を図る。	総務省、 関係府省	平成30年度 (2018年度)か ら実施する。	<p>・ 学生や生涯学習受講者等の統計調査員への任用に向けた地方公共団体における先行的な取組について、これまで、資料収集やヒアリング等を通じて得た情報により検証し、その内容を地方公共団体に配布するとともに、ブロック別統計主管課長会議において取組を促した。</p>
190		○ 関係府省及び地方公共団体と連携して、統計調査員に対するアンケートの実施等により、統計調査員の実務状況の研究・分析を行い、その結果を踏まえ、登録調査員研修等において、報告者の理解が得られる分かりやすい説明や、報告を受けた際の情報保護の徹底等に関する研修内容の充実を図ることにより、優れた統計調査員のノウハウの共有等を推進し、統計調査員の質及び業務に対する自覚を維持・向上させるとともに、統計調査員に対する国民の信頼を確保する。	総務省、 関係府省	平成30年度 (2018年度)か ら実施する。	<p>・ 報告者の理解が得られる分かりやすい説明や、報告を受けた際の情報保護の徹底等に関する内容を盛り込んだ研修資料を作成、都道府県へ提供し、各地の都道府県別登録調査員研修において登録調査員の能力向上を図った。また、登録調査員中央研修においては、研修参加前に事前にアンケートを実施し、これまでの実査経験で得たノウハウを研修参加者同士で共有を図った。調査員同士の意見交換、また、調査経験が豊富な調査員による講話などを通じて、ノウハウ共有の拡大を図り、統計調査員の質及び業務に対する自覚を維持・向上させることに努めた。</p>

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況
191		○ 調査員調査におけるオンライン回答率の向上は、検査事務の軽減など調査員事務の負担軽減にも資するところから、関係府省や地方公共団体と連携して、統計調査員のオンライン調査に関する報告者への説明能力等を向上させるため、統計調査員を対象とした研修内容の充実を図る。	総務省、 関係府省	平成30年度 (2018年度)から実施する。	・ 都道府県別登録調査員研修において、オンライン調査デモ版の操作研修の中に、タブレット端末を用いた電子調査票の入力実習を追加することで、オンライン調査に関する調査員の説明能力の向上を図った。また、タブレット基礎的操作資料やオンライン調査のメリット等、調査客体への調査協力を得る際に留意する点等を含めた資料等を提供することで、オンライン調査に対する理解増進に努めた。
192		○ 関係府省の協力を得て、統計調査員の支援に資するICTやコールセンター等を活用した取組状況を把握し、府省間で情報共有を図るなど、統計調査員に対する支援の強化に努める。	総務省、 関係府省	平成30年度 (2018年度)から実施する。	・ 平成30年度（2018年度）は、関係府省で実施されているICTやコールセンター等を活用した調査員の支援に資する取組及びその効果、課題等の把握方法について検討を行った。
193	(2) 統計人材の確保・育成	○ 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」にのっとり、統計部門の人材育成に取り組む。	各府省	平成30年度 (2018年度)から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ (資料編 資料10参照) ・ オンライン統計研修では、令和3年度(2021年度)に「統計担当者向け入門」及び統計局が提供している「データサイエンス・オンライン講座」（3講座）を開講した。従来の講座を含め計7講座を年4回開講した。（修了者数：10,017人） また、統計実務職員（統計データアリスト補）研修の「統計利用の基本」、「調査設計の基本」及び「統計分析の基本」についても、オンライン統計研修のコンテンツとして整備し、令和3年度（2021年度）に開講した。（修了者数：299人） さらに、EBPMを通じた政策の質の向上を進めていく上で有用な知識が習得できるよう、集合研修「政策立案と統計」、「政策評価と統計」及び「ビッグデータ利活用」についても、オンライン統計研修のコンテンツとして整備し、令和4年度（2022年度）から開講する予定である。【総務省】 ・ 活躍できる統計職員を育成できるよう、統計部門の若手職員の統計スキル、データ分析スキル等の資質向上を目的に、新たな専門職員研修等の人材育成プランを策定した。【農林水産省】 ・ 総務省統計研究研修所が実施する各種研修について広く周知を行うとともに、当省独自に研修カリキュラムを策定の上で統計担当職員だけでなく全職員を対象にリモート形式による各種研修を実施し、EBPM推進のための人材育成に取り組んだ。【経済産業省】
194		○ 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」にのっとり、統計調査の実施、統計の作成・提供等に関し、人材育成上効果的な実務経験を付与し得る他府省に職員を派遣する。	各府省、 総務省	平成30年度 (2018年度)から実施する。	・ (資料編 資料10参照)
195		○ 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」も踏まえ、将来的な統計人材の一元的な確保・活用について検討する。	総務省	平成30年度 (2018年度)から実施する。	・ (資料編 資料10参照)

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況
196	○ 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」にのっとり、統計委員会を中心に、研究者等にとって魅力ある勤務環境を整備するとともに、勤務先の選択肢として認知されるための情報発信等に取り組むなど、統計部門に若手研究者等を中長期に渡って円滑に確保する具体的な方策を検討し、結論を得る。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）を目途に結論を得る。	・ (資料編 資料10参照)	
197	○ 一定の統計業務経験を積んだ統計職員で、統計に関する高度な能力を有する者を「統計データアナリスト」、統計調査の管理や一定の分析、審査能力を有する者を「統計データアナリスト補」として認定する。	総務省	認定要件の検討等について令和2年度（2020年度）から実施する。認定について令和3年度（2021年度）から実施する。	・ 統計に関する高度な知識・能力を有する者を認定するための認定要件等について検討を行い、令和2年度（2020年度）に「統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方（令和3年（2021年）2月12日統計行政推進会議申合せ）」及び「統計データアナリスト等の認定基準（令和3年（2021年）2月18日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）」を策定した。令和3年度（2021年度）は、「統計データアナリスト等認定実施規程（令和3年（2021年）6月29日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）」を策定し、統計データアナリスト17人、統計データアナリスト補48人の認定を行った。	
198	○ 所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案して、必要となる統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の育成目標数を定め、計画的に確保・育成する。また、原則として、基幹統計調査及び一般統計調査の調査設計は統計データアナリストの管理の下で行い、調査実施は統計データアナリスト補以上の管理の下で行う。	各府省	令和2年度（2020年度）から順次実施する。	・ 今後5年間（令和3年度（2021年度）～7年度（2025年度））の統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の確保・育成について、所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案し、育成目標数等の計画を定めた。令和3年度（2021年度）に統計データアナリスト補の認定を受けた職員は5名となった。【内閣府】 ・ 総務省統計局では、昨年度定めた「統計データアナリスト等の確保・育成計画」に基づき、統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の確保・育成に努めている。【総務省】 ・ 所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案し、統計データアナリスト等を確保・育成するための計画を作成した。また、計画に基づき統計データアナリスト等の確保・育成を行った。【財務省】 ・ 統計データアナリスト等に必要となる研修について、省内（調査所管課以外も含む。）に向けて、受講の働きかけを行った。【文部科学省】 ・ 厚生労働省における「統計データアナリスト等の確保・育成計画」に基づき、積極的な研修の受講を推奨した。また、令和3年度（2021年度）に統計データアナリスト等の認定を受けた。【厚生労働省】 ・ 所管する統計調査数を踏まえ、統計データアナリスト等の育成計画（目標数）を作成した。また、令和2年度（2020年度）以降、「統計データアナリスト研修」等を32名が受講し、統計データアナリスト補に9名、統計データアナリストに2名が認定された。【農林水産省】 ・ 令和2年度（2020年度）中に育成目標数等を定めた。令和3年度（2021年度）以降、研修内容等を勘案した上で研修受講等による計画的な人材育成に取り組んでいる。【経済産業省】	

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況
					<ul style="list-style-type: none"> 「統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方（令和3年（2021年）2月12日統計行政推進会議申合せ）」において、統計データアナリスト及び統計データアナリスト補（以下、統計データアナリスト等）の確保・育成を実効あるものとするため、令和3年度（2021年度）から7年度（2025年度）までの育成目標数を設定することとされていることから、所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案して、当省における統計データアナリスト等の確保・育成に係る計画を作成し、計画的に確保・育成を図ることとしている。【国土交通省】 令和3年度（2021年度）～7年度（2025年度）における統計データアナリスト、統計データアナリスト補の確保・育成及び研修等受講計画に基づき、研修等を受講した。【環境省】
199	○ 統計データ分析师等育成課程の研修を新設するほか、初任の幹部・管理職向けの研修を実施する。また、将来の幹事・管理職の確保・育成の観点から、幹部候補育成課程と統計職員の育成との連携を検討する。さらに、各府省の統計部門の初任者が、原則として、総務省統計研究研修所が提供するオンライン研修等による基礎的な研修を受講するよう促進する。	総務省	令和2年度（2020年度）から実施する。		<ul style="list-style-type: none"> 統計研究研修所において、研修体系の見直しを行い、統計の知識を体系的・段階的に習得する「業務レベル別研修」として、統計データ分析师等を育成するための「統計データ分析师補研修」（中級）及び「統計データ分析师研修」（上級）、統計幹部職員向けに「統計幹部講座」を実施している。 また、各府省の統計部門の初任者が、統計に関する基本的な知識を習得するため、「統計取扱業務担当職員向け研修」（初級）を受講するよう周知を行った。なお、令和3年度（2021年度）より、「統計担当者向け入門」をオンライン研修として開講したことにより、「初めて学ぶ統計」を含め、「統計取扱業務担当職員向け研修」は、すべてオンラインによる受講が可能となった。
200	○ 集合研修・オンライン研修それぞれの特徴を踏まえつつ、ニーズが高いオンライン研修を中心に据えた研修体系の整理・見直しに取り組むとともに、オンライン研修の実施に当たっては、受講者からの質問等を受け付けられるようにするなど双方向性の確保に留意することに加え、国・地方公共団体における統計の利活用促進に伴い増加する受講希望者に対応するため、大量のアクセスに耐え得るようシステムの増強に取り組む。	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。		<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、集合研修への参加が困難な状況を解決するため、双方向性を確保した集合研修のライブ配信を主要な研修について実施した（計16研修）。令和4年度（2022年度）についてもライブ配信の取組を継続し、受講機会を確保する。 オンライン統計研修では、「統計担当者向け入門」及び統計局が提供している「データサイエンス・オンライン講座」（3講座）を開講し、従来の講座を含めた計7講座を年4回開講した。 また、統計実務職員（統計データ分析师補）研修の「統計利用の基本」、「調査設計の基本」及び「統計分析の基本」について、オンライン統計研修のコンテンツとして整備し、令和3年度（2021年度）に開講した。 さらに、集合研修「政策立案と統計」、「政策評価と統計」及び「ビッグデータ利活用」について、同等の内容をオンライン統計研修のコンテンツとして整備し、令和4年度（2022年度）から開講する予定である。

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況
201		<p>○ 統計研究研修所と協力しつつ、高度な統計技術の研究・開発の成果の活用も含め、統計業務に従事する職員向けの研修内容の充実を図るとともに、国・地方公共団体の職員一般の統計リテラシーの引き上げ要請を踏まえ、職員一般に広く学習を求めるべき項目を選定し、基礎項目のオンライン研修の受講を必修化するなど、研修受講機会が拡大・定着するような取組を進める。また、各府省及び地方公共団体に対する講師派遣等に向けた具体的方策を検討し、その実現を図る。</p>	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省から各府省に対し、職員の統計研修受講を促すとともに、毎年度の都道府県統計主管課長等を対象とした会議等において、統計研修について紹介し、地方公共団体職員の統計研修受講も促している。こうした取組もあり、統計研修（特にオンライン研修）の修了者数は着実に増加傾向にある。（統計研修修了者数：平成30年度（2018年度） 3,609人→令和3年度（2021年度）11,390人、うち「【オンライン研修】初めて学ぶ統計」：平成30年度（2018年度）1,198人→令和3年度（2021年度）2,795人） ・ 令和3年度（2021年度）は、オンライン研修及びライブ配信の拡充、開講時期や研修期間の見直し、研修プログラムの刷新などを行い、受講しやすい環境を整備するとともに、受講者のニーズに対応している。 ・ また、総務省において平成31（令和元）年度（2019年度）以降の新規採用職員研修に統計に関する講義を追加するとともに、様々な機会を捉え、今後のオンライン研修の受講を促した。さらに、各府省や地方公共団体からの依頼内容を踏まえ、統計の利用・分析等の専門知識を有する総務省職員を選定し、講師として派遣した。【総務省（政策統括官）】 ・ 統計研究研修所では、オンライン統計研修「統計担当者向け入門」を令和3年度（2021年度）から開講し年4回開講した。業務レベル別研修の「統計取扱業務担当職員向け研修」（初級）については「初めて学ぶ統計」を含め、全てオンライン統計研修として提供を行った。 ・ また、業務レベル別研修の統計実務職員（統計データアナリスト補）研修（中級）の「統計利用の基本」、「調査設計の基本」及び「統計分析の基本」についても全てオンライン統計研修のコンテンツとして整備し、令和3年度（2021年度）に開講した。【総務省（統計局）】
202	(3) 職場風土の確立、職員の意識改革	○ 統計行政の運営原則及び統計に携わる職員の行動理念を策定するとともに、これらの実践を促進し、成果の共有に努める。	総務省、各府省	令和2年度（2020年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計行政の運営原則として「統計行政運営ビジョン」、統計に携わる職員の行動理念として「政府統計職員の心得」を策定（令和3年（2021年）2月12日統計行政推進会議申合せ）し、これらについて、その実践を促進するため、統計研修等において周知した。
1001	第4 基本計画の推進 1 施策の効果的かつ効率的な実施	<p>【計画本文記載事項】</p> <p>○ 既存の公的統計基本計画推進会議に代えて、統括統計幹事（総務省政策統括官（統計基準担当））及び各府省の統計幹事を構成員とする「統計行政推進会議」を設けるとともに、取組ごとに担当府省を定めている「別表 今後5年間に講ずる具体的な施策」のうち、複数の府省間において、具体的かつ詳細な検討を行う場合には、必要に応じて各府省の実務者を中心としたワーキンググループを設けるなど、機動的に課題解決に取り組む体制を構築して、各種の取組方針等を決定し、今後顕在化する課題への対応を含め、関係府省一体となって統計改革の実現を推進する。</p>	(各府省)	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画に掲げられた施策の推進に関する事項及び統計改革の進展に伴い派生して又は新たに顕在化する課題を始めとする公的統計に係る課題の解決に関する事項について、必要な連絡、調整及び検討を行うことを目的として、平成30年（2018年）6月29日、統計委員会の幹事を構成員とする統計行政推進会議を設置し、同会議に統計委員会の幹事が指定する課長級の職員をもって構成する統計企画会議を置いた。 ・ このうち、統計行政推進会議は、平成30年度（2018年度）以降、計10回開催し、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（令和元年（2019年）12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会）や「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年（2020年）6月2日閣議決定）を踏まえた申合せ（「総合的対策に基づく改革工程表について」、「特定一般統計調査の指定について」、「P D C Aサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」、「統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方」及び『統計行政運営ビジョン及び統計職員行動規範「政府統計職員の心得」について』）等を行った。 ・ また、統計企画会議は、平成30年度（2018年度）以降に計16回開催し、各府省との情報共有や既存の申合せの改定、「統計表における機械判読可能なデータ作成に関する表記方法について」等の新たな申合せ等を行った。

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況
1002		○ 統計委員会においては、統計法第45条各号に規定された所掌事務を通じて、積極的に意見を提示し、各府省における取組を推進する。	(総務省)	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度（2020年度）に各府省が行った取組のうち、統計委員会における委員からの意見を踏まえ、その詳細な確認が必要とされた事項を統計委員会企画部会で審議し、関係府省の取組を評価するものとして令和2年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第III期基本計画関連分）を統計委員会にて令和3年（2021年）9月29日に取りまとめた。
1003		○ 各府省の統計調査計画の企画・設計における統計ニーズの反映状況や、報告者の負担軽減の状況について、毎年定期的にフォローアップする。また、報告者の声（提案）の募集と、それに対する対応策の公表・対応策の検討状況をフォローアップする。	(総務省)	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ (項目第3 - 1 - (3)参照)
1004		○ 各府省の政策立案総括審議官等やE B P M推進委員会からの検討要請に基づく調査審議の結果を、各府省やE B P M推進委員会にフィードバックする。	(総務省)	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度（2018年度）から令和3年度（2021年度）においては、各府省の政策立案総括審議官等やE B P M推進委員会からの検討要請はなかった。
1005		○ 統計の品質に関する要求事項を取りまとめるとともに、統計監理官等が行う第三者監査の実施方針を定めるほか、第三者監査の結果を取りまとめて公表する。	(総務省)	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ (項目第3 - 2 - (4)参照)
1006		○ 統計の品質面や統計作成の技術面等を改革する統計委員会の評価分科会において、先端的・技術的課題の解決に向け、統計に関連する他分野の有識者の知見も積極的に取り入れながら検討を行う。	(総務省)	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計委員会に設置された主として統計技術の観点から評価を行う評価分科会において、「経済産業省生産動態統計調査の欠測値補完方法の検証」、「経済産業省企業活動基本調査の欠測値対応の検証」について審議を行い、評価や必要な指摘等を行うとともに、事業所母集団データベースの整備状況について聴取した。
1007		○ 統計の精度に関する情報の開示を徹底するため、開示状況の検査（見える化状況検査）を定期的に行う。	(総務省)	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計委員会建議等を踏まえ、統計調査の調査計画をe-S t a t において一元的に掲載するに当たり、統計の精度に関する情報等を併せて参考情報として掲載するなど、順次、情報提供の充実に取り組んでいる。こうした取組のほか、各府省における点検・評価の取組状況や統計作成プロセス診断の試行の状況も踏まえ、今後の開示状況の検査の在り方について検討予定。
1008		○ 統計に関する官民コストの削減計画の策定・実施に際して、統計データの利活用推進の観点に留意するとともに、統計ニーズに反する調査の廃止や、調査項目の縮減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能性の喪失等が生じないように注視する。	(総務省)	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官民コストの削減計画において、利用者のニーズを無視した調査の廃止や調査事項の廃止等をしないように注視している。 統計調査の実施、変更又は中止についての統計委員会における審議に際し、総務省の承認審査の状況も踏まえつつ、統計データの利活用推進の観点に留意するとともに、統計ニーズに反する調査の廃止や、調査項目の縮減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能性の喪失等が生じないように注視している（統計に関する官民のコストの削減については、項目第3 - 2 - (4) - イ参照）。
1009		○ シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測や、資産の活用実態のより適切な把握などのパイロット的な課題について、その研究成果を踏まえ、実用化に向けた方法を検討する。また、国際動向等に関する情報について関係府省から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じてそれらに関する研究を行う。	(総務省)	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ (内閣府におけるシェアリング・エコノミーの経済規模の捕捉方法の検討については、項目第2 - 1 - (1) - ウ参照) 資産の活用実態のより適切な把握に関しては、平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）に実施した不動産パネルデータベースの構築及びデータ分析に関する調査研究について、関係府省等における検討状況を把握とともに、外部主催のセミナーで本件調査研究について説明を実施した。令和3年度（2021年度）には、経済統計の国際比較可能性に関する調査研究を行った。

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況
1010		<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政記録情報や地方公共団体・民間が保有する各種データの統計的利活用について、技術的・中立的観点から支援する。 	(総務省)	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ (項目第3-1-(1)参照)
1011		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」（平成30年4月27日EBPM推進委員会・統計委員会）に関し、EBPM推進委員会の求めに応じて意見を述べること等を通じて、統計等データの利活用の一層の推進を図る。 	(総務省)	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計委員会における審議も踏まえ、平成30年（2018年）4月27日、「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」がEBPM推進委員会で決定された。 平成30年度（2018年度）から令和3年度（2021年度）においては、EBPM推進委員会からの意見聴取はなかった。
1012	2 各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民に対し的確な情報提供を行うとともに、公的統計に対する国民の意見やニーズの把握及びその反映を推進する。 	(各府省)	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ (項目第3-1-(3)参照)

【資料編】

「令和3年度（2021年度）統計法施行状況報告（暫定版）」

（別編[基本計画 事項別推進状況]（共通基盤部分））

目 次

【資料編】

資料4 民間企業等が保有するビッグデータ等を経常的に活用している統計の概要.....	1
資料5 行政記録情報等の統計作成への活用状況.....	2
資料6 オンライン調査の推進状況	6
資料7 統計関連業務の民間委託の状況.....	10
資料8 基幹統計、一般統計調査の結果及び加工統計のe-Statへの登録状況....	12
資料9 調査の概要等のe-Statへの登録状況.....	12
資料10 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」第Ⅱ部 令和3年度フォローアップ	14

民間企業等が保有するビッグデータ等を経常的に活用している統計の概要

民間企業等が保有するビッグデータ等を活用している統計の概要				活用している民間データの概要			
政府統計コード	統計名	実施機関	統計の目的	民間データの名称	民間データの収集に当たっての根拠(法令、協定内容等)	統計作成に活用する際の形態	活用による効果
00100406	景気動向指数 (加工統計)	内閣府	景気動向指数は、生産、雇用など様々な経済活動で重要な要素としていることから、景気の現状把握及び将来予測することを目的とする。	・日経商品指数（42種総合）（株）日本経済新聞社 ・東証株価指数（株）東京証券取引所 ・長期国債（10年）新券償還流通回り ・日本相場亮（株）中小企業亮 （財公庫） （企業物価指数）（日本銀行） （マネーストック）（日本銀行）	景気動向指数・先行指標の採用系列のうち系列に活用している オープンなデータを取り扱うため、データをより適切に使う	景気動向指數・先行指數は景気に對し先行して動く指標の動きを對象とする。先行性があり、動向をより適切に使う	活用条件、活用に当たっての制約・留意点
00100409	国民経済計算 (基幹統計)	内閣府	国民経済計算は、2008年に国連によって報告された「国際基準（2008SSNA）」に基づき、「一国内全体のマクロの経済状況を生産、分配、支出、資本蓄積といったフロー面から資産、負債といったストック面から本筋的に明らかにすることを目的としている	○データを取得している（一部のデータは年次で購入している）	各種基礎データの一つとして活用	他の統計で得られない国民経済計算に必要なデータを得られる	
00200573	消費者物価指数（CPI） (加工統計)	総務省	物価の変動を時系列的に測定するため	（パソコン（デスクトップ型）」「パソコン（ノート型）」「カメラ」「タブレット端末」「スマートフォン及びビデオコーダー」）及び「POSデータのみ」によって指標を作成	品向別が詳しく製品サイクルが短め「パソコン（デスクトップ型）」「パソコン（ノート型）」「カメラ」「タブレット端末」「スマートフォン及びビデオコーダー」）及び「POSデータのみ」による販売額、品質鑑定率などの指標を用いて指標を作成	品向別が詳しく製品サイクルが短め「パソコン（デスクトップ型）」「パソコン（ノート型）」「カメラ」「タブレット端末」「スマートフォン及びビデオコーダー」）及び「POSデータのみ」による販売額、品質鑑定率などの指標を用いて指標を作成	
00200573	消費者物価指数（CPI） (加工統計)	総務省	物価の変動を時系列的に測定するため	①旅行サービス（外國ハック旅行費、航空運賃、宿泊料金等）による購入件数が増えており、現況によりネット通販による購入件数が減少したことによる指標の精度向上が見込まれることで、経営的な利用以外の教養、娯楽、育児、子育て、旅行等による購入件数は急激に増えており、ネット通販による購入件数も急激に増えており、データの正確性も高まっている。	①旅行サービス（外國ハック旅行費、航空運賃、宿泊料金等）による購入件数が増えており、現況によりネット通販による購入件数が減少したことによる指標の精度向上が見込まれることで、経営的な利用以外の教養、娯楽、育児、子育て、旅行等による購入件数は急激に増えており、ネット通販による購入件数も急激に増えており、データの正確性も高まっている。	①旅行サービス（外國ハック旅行費、航空運賃、宿泊料金等）による購入件数が増えており、現況によりネット通販による購入件数が減少したことによる指標の精度向上が見込まれることで、経営的な利用以外の教養、娯楽、育児、子育て、旅行等による購入件数は急激に増えており、ネット通販による購入件数も急激に増えており、データの正確性も高まっている。	
00500209	農林業センサス 農山村地 (基幹統計)	農林水産省	我が国の農林行政に係る諸施設及び農林地盤資料を整備する	①各種施設の位置情報（地図） ・道路ネットの位置情報 ・公共交通機関の位置情報	①旅行サービスに係るサイト等から価格及び周辺情報を自動システムにより取扱（ウェブサイト等） ②POSデータ	①旅行サービス（外國ハック旅行費、航空運賃、宿泊料金等）による購入件数が増えており、現況によりネット通販による購入件数が減少したことによる指標の精度向上が見込まれることで、経営的な利用以外の教養、娯楽、育児、子育て、旅行等による購入件数は急激に増えており、ネット通販による購入件数も急激に増えており、データの正確性も高まっている。	①旅行サービス（外國ハック旅行費、航空運賃、宿泊料金等）による購入件数が増えており、現況によりネット通販による購入件数が減少したことによる指標の精度向上が見込まれることで、経営的な利用以外の教養、娯楽、育児、子育て、旅行等による購入件数は急激に増えており、ネット通販による購入件数も急激に増えており、データの正確性も高まっている。
00500215	作物統計調査 (基幹統計)	農林水産省	私有地の耕地面積及び作物の生産に関する実業者等の基盤資料を整備する	・人工衛星データ（像水量、地表面温度、人工衛星データ（像水量）、衛星画像等）	①旅行サービス（外國ハック旅行費、航空運賃、宿泊料金等）による購入件数が増えており、現況によりネット通販による購入件数が減少したことによる指標の精度向上が見込まれることで、経営的な利用以外の教養、娯楽、育児、子育て、旅行等による購入件数は急激に増えており、ネット通販による購入件数も急激に増えており、データの正確性も高まっている。	経路検索サービスを提供する企業に、農業生産から各種生産情報を手代替する	経路検索サービスを提供する企業に、農業生産から各種生産情報を手代替する
00500247	6 次産業化総合調査 (一般統計)	農林水産省	農業者、漁業者等の生産関連事業者、農業加工業者、農業機械販売業者等に対する調査	・ウェブサイト上にある情報	①旅行サービス（外國ハック旅行費、航空運賃、宿泊料金等）による購入件数が増えており、現況によりネット通販による購入件数が減少したことによる指標の精度向上が見込まれることで、経営的な利用以外の教養、娯楽、育児、子育て、旅行等による購入件数は急激に増えており、ネット通販による購入件数も急激に増えており、データの正確性も高まっている。	6次産業化総合調査の調査事項の一部代替	報告者の負担軽減が可能
0050030	商業動態統計調査 (基幹統計)	経済産業省	商業を営む事業所及び企業の事業活動の向向を明らかにするための開拓活動を計画している	POSデータ	・T2調査票について、報告を求める方法の一とおりに記載 ・T2調査の調査対象は、紙やオンライン等による提出に代えて、報告を求める事項を記載できるPOSデータ等（POSデータ等の活用により、T2調査の調査対象の調査票作成が省略） ・民間事業者は、POSデータ等を報告を求める事項に組み替えた結果を経済産業大臣に提出	・T2調査票について、報告を求める方法の一とおりに記載 ・T2調査の調査対象は、紙やオンライン等による提出に代えて、報告を求める事項を記載できるPOSデータ等（POSデータ等の活用により、T2調査の調査対象の調査票作成が省略） ・民間事業者は、POSデータ等を報告を求める事項に組み替えた結果を経済産業大臣に提出	調査を行わざ統計の作成が可能となる
00600380	設備工事業に係る受注高 (加工統計)	国土交通省	電気工事、管工事、計装工事に係る受注等を把握する	・（一社）日本電気工業協会 ・（一社）日本空調衛生工事協会 ・（一社）日本土建工業会の強集計資料	当該データの基づき、データの提供を受けている	当該データの基づき、データの提供を受けている	調査を行わざ統計の作成が可能となる

資料5 行政記録情報等の統計作成への活用状況

(行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査結果)

(1) 業務統計の作成状況等

ア 業務統計の作成状況

令和3年（2021年）12月末時点で、行政記録情報等^(注1)を用いて経常的に作成されている統計（業務統計）として各府省等から報告があったものは、表1のとおり、合計で403件となっている。

このうち、ホームページや刊行物で公表されているものは401件であり、「政府統計の総合窓口（e-Stat）^(注2)」に掲載しているものは160件となっている。

(注1)「行政記録情報等」とは、国の行政機関が保有する各種行政記録情報（統計調査によって得られた情報を除く。）や地方公共団体が保有する業務記録情報を指す。

具体的には、個別の法令の規定に基づいて為される申請、届出、登録、報告等によって得られる情報や、日々の業務活動（統計調査を除く。）を通じて収集・蓄積される情報が該当する。

(注2)「政府統計の総合窓口（e-Stat）」とは、国の行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを目指し、総務省が中心となって政府全体で運営する政府統計のポータルサイトである。

表1 業務統計の作成状況等

府省等	件数	うちe-Statに掲載	府省等	件数	うちe-Statに掲載
内閣官房	13(1)	2	財務省	37	8
人事院	14(1)	4	文部科学省	36	5
内閣府	6	2	厚生労働省	86	46
警察庁	2	2	農林水産省	40	18
消費者庁	8	1	経済産業省	15(4)	9
デジタル庁	1	0	国土交通省	30	10
総務省	62	17	環境省	26(4)	7
法務省	15	12	防衛省	13	13
外務省	4	4			
			計	403(5)	160

(注) () 内の数値は、共管統計（複数の府省等が共同で作成する統計）の数であり、共管統計は、共管の府省等にそれぞれ1件と計上しているため、各府省等の対象統計数を単純合計しても、合計と一致しない。

イ 業務統計の e-Stat への掲載状況

160 件の業務統計について、e-Stat への掲載状況は、表 2 のとおりとなっている。

表 2 業務統計の e-Stat への掲載状況

府省等	e-Statの掲載件数					
		うち「調査の概要（統計の概要）」の掲載件数	うち「時系列表」の掲載件数	うち「分類項目・集計項目一覧」の掲載件数	うち「地域区分」を登録すべき統計の数	うち「地域区分」の掲載件数
内閣官房	2	1	1	0	0	0
人事院	4	4	1	0	0	0
内閣府	2	1	0	0	1	0
警察庁	2	2	2	0	2	2
消費者庁	1	1	0	0	0	0
デジタル庁	0	0	0	0	0	0
総務省	17	8	7	0	2	2
法務省	12	12	8	0	11	10
外務省	4	4	3	0	3	2
財務省	8	7	2	0	4	0
文部科学省	5	5	3	0	0	0
厚生労働省	46	32	22	1	5	2
農林水産省	18	17	13	0	7	4
経済産業省	9	5	3	1	5	1
国土交通省	10	10	3	0	3	0
環境省	7	7	2	0	2	2
防衛省	13	13	0	0	2	1
合計	160	129	70	2	47	26

(注) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいう。

(2) 統計調査における行政記録情報等の活用状況

統計調査の実施にあたり、母集団情報の整備や調査事項の代替など、行政記録情報等を活用している事例として各府省等から報告があったものは、表 3 のとおり、合計で 120 件（98 統計調査）となっている。

表3 行政記録情報等を活用している統計調査

府省等	統計調査数	うち 母集団情報 の整備	うち 調査事項 の代替	うち 欠測値補完、 審査での活用 等
内閣府	5	4	1	0
総務省	7(2)	6(2)	0	1
法務省	1	1	0	0
財務省	3	3	0	1
文部科学省	1	1	0	0
厚生労働省	24	14	11	3
農林水産省	11	7	7	0
経済産業省	10(2)	10(2)	2	1
国土交通省	33	31	13	0
環境省	5	4	1	0
計	98(2)	79(2)	35	6

(注1) () 内の数値は、共管統計（複数の府省が共同で作成する統計）の数であり、共管統計は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象統計数を単純合計しても、合計と一致しない。

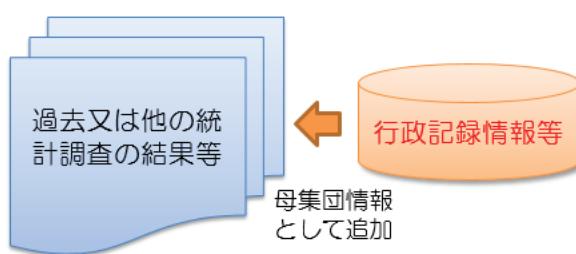
(注2) 統計調査の件数は、統計法に基づく統計調査の承認単位で計上している。

(注3) 内数については、行政記録情報等の活用形態で1件と計上しているため、内数を単純合計しても、統計調査数と一致しない。

(参考) 統計調査における行政記録情報等の活用形態

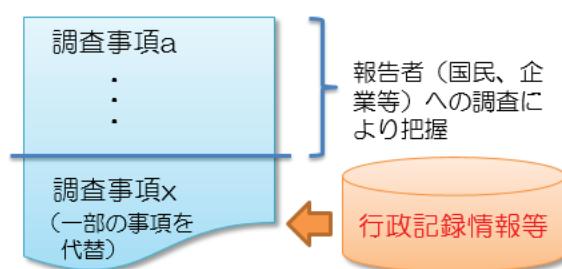
【母集団情報の整備】

例1：



【調査事項の代替】

例3：



例2：



的確な調査の実施、精度の確保・向上

また、上記 98 統計調査について、活用している行政記録情報等の保有機関別に分類すると、表 4 のとおりとなっている。

表 4 行政記録情報等の保有機関別の活用状況

行政記録情報等の保有機関別の活用状況	件数
調査実施府省が自ら保有する行政記録情報を活用 (x)	40
調査実施府省以外の府省が保有する行政記録情報を活用 (y)	6
地方公共団体等が保有する業務記録情報を活用 (z)	34
xyzのうち、2つ以上に該当	18
計	98

(注) 件数は、統計法に基づく統計調査の承認単位で計上している。

資料6 オンライン調査の推進状況
(オンライン調査の推進に関する取組状況に係るフォローアップ結果)

1 オンライン調査の導入状況

府省等名	統計調査数 (令和3年(2021年) 12月末現在)		
		オンライン調査導入 統計調査数	オンライン調査 導入率(%)
人事院	4	4	100.0
内閣府	15(1)	13(1)	86.7
総務省	22(5)	21(5)	95.5
財務省	8(2)	8(2)	100.0
文部科学省	22(2)	21(2)	95.5
厚生労働省	84(3)	62(3)	73.8
農林水産省	38(2)	38(2)	100.0
経済産業省	30(6)	30(6)	100.0
国土交通省	51(1)	47(1)	92.2
環境省	6	5	83.3
合計	267(9)	236(9)	88.4

- (注) 1 統計調査数は、令和3年(2021年)12月末現在に回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査の数(5年に1度の周期調査等を含む。)。なお、令和3年(2021年)12月末現在で既に中止した統計調査であっても、同年中に回答客体数が確定したものについては統計調査数に含んでいる。また、各府省で実施している産業連関構造調査についてはまとめて1調査として計上している(産業連関構造調査を実施している各府省等の統計調査数にも1調査として計上)。
- 2 ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)及び産業連関構造調査の数であり、統計調査数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数等を単純合計しても、合計と一致しない。

(参考：過年度のオンライン調査導入状況)

府省等名	令和2年度 (2020年度) オンライン 調査導入率 (%)	令和元年度 (2019年度) オンライン 調査導入率 (%)	平成30年度 (2018年度) オンライン 調査導入率 (%)	平成29年度 (2017年度) オンライン 調査導入率 (%)	平成28年度 (2016年度) オンライン 調査導入率 (%)
人事院	100.0	75.0	66.7	50.0	25.0
内閣府	87.5	80.0	66.7	75.0	71.4
総務省	95.8	96.0	88.2	84.2	76.5
法務省	-	100.0	100.0	-	-
財務省	87.5	66.7	50.0	50.0	71.4
文部科学省	95.5	90.9	90.0	85.7	87.5
厚生労働省	75.0	61.3	66.7	62.5	54.1
農林水産省	100.0	95.0	91.7	94.3	94.4
経済産業省	97.1	100.0	100.0	100.0	97.1
国土交通省	92.6	90.9	92.9	84.8	90.7
環境省	75.0	88.9	85.7	87.5	85.7
合計	89.0	82.9	84.1	80.3	78.8

(注) 1 平成29年度(2017年度)及び30年度(2018年度)のオンライン調査導入率は、当該年度中に実施された基幹統計調査及び一般統計調査に基づき算出(数値の取りまとめ時点で未集計などのためオンライン調査の状況が不詳であった調査を除く。)

2 平成28年度(2016年度)のオンライン調査導入率は、統計調査等業務の最適化実施状況フォローアップ結果に基づく。

3 上記1及び2のとおり、平成30年度(2018年度)以前に対象としていた統計調査の範囲は、令和元年度(2019年度)以降に対象としているものとは異なることから、時系列比較をする際は注意を要する。

2 オンライン調査の主な提供機能の導入状況

府省等名	オンライン調査導入統計調査数	政府統計共同利用システムA	各府省のシステムB	政府共通ネットワーク及び総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じたオンライン調査C	A～C以外の主に電子郵件を使用した調査D	政府統計共同利用システム使用率(%)
人事院	4	2	0	0	4	50.0
内閣府	13(1)	4(1)	5	1	3	30.8
総務省	21(5)	14(4)	5	1	2(1)	66.7
財務省	8(2)	4(1)	2	0	5(2)	50.0
文部科学省	21(2)	5	6(1)	4	7(1)	23.8
厚生労働省	62(3)	28	14(1)	8	18(2)	45.2
農林水産省	38(2)	23	7(1)	3	22(1)	60.5
経済産業省	30(6)	16(4)	6(1)	0	17(1)	53.3
国土交通省	47(1)	11	12	1(1)	38(1)	23.4
環境省	5	1	0	0	4	20.0
合計	236(9)	103(5)	55(2)	18(1)	114(3)	43.6

(注) 1 統計調査数は、令和3年(2021年)12月末現在に回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査の数(5年に1度の周期調査等を含む)。なお、各府省で実施している産業連関構造調査についてもまとめて1調査として計上している(産業連関構造調査を実施している各府省等の統計調査数にも1調査として計上)。

2 () 内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)及び産業連関構造調査の数であり、統計調査数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数等を単純合計しても、合計と一致しない。

(参考：過年度の政府統計共同利用システムの使用状況)

府省等名	令和 2 年度 (2020 年度) 政府統計共同 利用システム 使用率 (%)	令和元年度 (2019 年度) 政府統計共同 利用システム 使用率 (%)	平成 30 年度 (2018 年度) 政府統計共同 利用システム 使用率 (%)	平成 29 年度 (2017 年度) 政府統計共同 利用システム 使用率 (%)	平成 28 年度 (2016 年度) 政府統計共同 利用システム 使用率 (%)
人事院	50.0	33.3	0.0	0.0	0.0
内閣府	28.6	25.0	28.6	11.1	20.0
総務省	60.9	54.2	35.7	50.0	61.5
法務省	-	0.0	0.0	-	-
財務省	57.1	66.7	100.0	100.0	60.0
文部科学省	23.8	25.0	22.2	25.0	28.6
厚生労働省	45.6	36.7	40.0	40.0	24.2
農林水産省	55.0	52.6	56.3	54.5	52.9
経済産業省	47.1	42.4	42.4	41.2	38.2
国土交通省	20.0	16.0	12.8	14.3	7.7
環境省	16.7	12.5	0.0	14.3	0.0
合計	40.5	35.3	34.2	37.0	31.2

(注) 1 平成 29 年度（2017 年度）及び 30 年度（2018 年度）のオンライン調査導入率は、当該年度中に実施された基幹統計調査及び一般統計調査に基づき算出（数値の取りまとめ時点で未集計などのためオンライン調査の状況が不詳であった調査を除く。）

2 平成 28 年度（2016 年度）のオンライン調査導入率は、統計調査等業務の最適化実施状況フォローアップ結果に基づく。

3 上記 1 及び 2 のとおり、平成 30 年度（2018 年度）以前に対象としていた統計調査の範囲は、令和元年度（2019 年度）以降に対象としているものとは異なることから、時系列比較をする際は注意を要する。

資料7 統計関連業務の民間委託の状況

1 統計事務の民間委託の状況

令和3年度（2021年度）に国の行政機関が実施した基幹統計調査及び一般統計調査における統計事務の外部委託状況は表1のとおりであり、218統計調査中168統計調査（全体の77.1%）において、何らかの事務について民間委託を実施している。また、契約方法等の詳細を含む民間委託状況は、表2のとおりである。

表1 令和3年度（2021年度）の府省別統計事務の委託状況

府省等名	統計調査数	委託状況			
		国のみで 実施	委託あり		
			地方公共団体	民間	独法等
内閣官房	1	0	0	1	0
人事院	2	0	0	0	2
内閣府	11(1)	1	1	9(1)	0
総務省	14(2)	0	4	11(2)	10(1)
財務省	7(1)	3	0	4(1)	0
文部科学省	16(2)	4(1)	5	9(1)	0
厚生労働省	58(2)	4(1)	19	51(1)	5
農林水産省	42(1)	18	4	22(1)	0
経済産業省	22(3)	0	0	22(3)	1(1)
国土交通省	45	7	5	38	4
環境省	6	0	1	6	0
合計	218(6)	36(1)	39	168(5)	21(1)

- (注) 1 令和3年度（2021年度）に実施された基幹統計調査及び一般統計調査を対象としている。
 2 () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、統計調査数等の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数等を単純合計しても、合計と一致しない。
 3 1つの統計調査であっても、調査票により委託状況が異なる場合は、該当する欄にそれぞれ計上しているため、統計調査数と委託状況の各欄の合計は一致しない。

表2 令和3年度（2021年度）の府省別民間委託状況

府省等名	民間委託を行つて いる統計 調査数	調達方式		入札事業者の資格・認証等の設定状況				委託工程				
		総合評価 落札方式	最低価格 落札方式	随意契約 JIS Q 15001	プライバシ ーマーク、 JIS Q 9001、 JIS Q 9001 20252	ISMS (ISO/ IEC27001、 JIS Q 27001)	ISMS (ISO/ IEC27001、 JIS Q 27001)	国庫債務 負担行為 の利用	企画	準備 段階 ・実査	入力	審査 ・集計
内閣官房	1	1	0	0	1	1	1	0	0	1	1	1
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	9(1)	4	5(1)	1	8(1)	5	3	7(1)	2	2	0	8(1)
総務省	11(2)	10(2)	1	1	10(2)	9(2)	4(1)	9(1)	2	5(1)	2	11(2)
財務省	4(1)	1	3(1)	0	4(1)	1	0	4(1)	0	1	0	4(1)
文部科学省	9(1)	3(1)	3	4	4(1)	2(1)	0	5(1)	2	0	0	7(1)
厚生労働省	51(1)	14(1)	30	20	47(1)	14(1)	2	43(1)	5	8	3	42(1)
農林水産省	22(1)	9(1)	13	1	14(1)	6(1)	5	14(1)	13(1)	6	0	18(1)
経済産業省	22(3)	14(3)	5	5	20(3)	13(3)	11(2)	18(3)	7(2)	10(1)	0	22(3)
国土交通省	38	6	28	7	23	6	1	18	13	3	7	31
環境省	6	4	2	2	4	1	0	1	2	1	1	5
合計	168(5)	62(4)	89(1)	41	130(5)	54(4)	25(1)	115(4)	44(1)	35(1)	14	144(5)
												151(5)
												128(4)

(注) 1 令和3年度（2021年度）に実施された基幹統計調査及び一般統計調査を対象としている。

2 () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、統計調査数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数等を単純合計しても、合計と一致しない。

3 1つの統計調査であっても、調査票により委託状況が異なる場合は、該当する欄にそれぞれ計上しているため、統計調査数と委託状況の各欄の合計は一致しない。

4 「入札事業者の資格・認証等の設定状況」欄の「その他」には、上表に記載した以外の「IS027017」、「IS014001」、「IS050001」、「IS027017」、「IS014001」、「IS050001」、「えるぼし」等の民間事業者において定着している資格・認証等が含まれる。

資料8 基幹統計、一般統計調査の結果及び加工統計のe-Statへの登録状況
(令和3年度(2021年度))

府省等名	基幹統計		一般統計調査の結果		加工統計	
	公表を行った件数	うちe-Statへの登録件数	公表を行った件数	うちe-Statへの登録件数	公表を行った件数	うちe-Statへの登録件数
人事院	0	0	2	2	0	0
内閣府	1	1	13(1)	13(1)	1	1
総務省	7	7	5(1)	5(1)	4	4
財務省	2	2	3(1)	2(1)	0	0
文部科学省	1	1	11(2)	11(2)	0	0
厚生労働省	8	8	50(2)	49(2)	2	2
農林水産省	5	5	27(1)	27(1)	11	11
経済産業省	7	7	15(2)	15(2)	6	6
国土交通省	8	8	23	22	5	5
環境省	0	0	5	5	0	0
合計	39	39	149(5)	146(5)	29	29
(参考) 令和2年度の実績	43(1)	43(1)	157(5)	153(5)	31	31

(注1) 「基幹統計」には、統計調査により作成された基幹統計及び統計調査以外の方法により作成された基幹統計を計上している。

(注2) 令和3年度(2021年度)に統計調査以外の方法により作成・公表された基幹統計は、国民経済計算(内閣府)、人口推計(総務省)、生命表(厚生労働省)、社会保障費用統計(厚生労働省)及び鉱工業指数(経済産業省)である。

(注3) 「加工統計」には、基幹統計以外の加工統計を計上している。

(注4) 「一般統計調査の結果」における()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、共管調査は共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査数等の件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注5) 「業務統計」については、資料5に別途記載している。

資料9 調査の概要等のe-Statへの登録状況
(令和3年度(2021年度))

府省等名	基幹統計				
	e-Statの登録件数	うち「調査の概要(統計の概要)」の登録件数	うち「分類項目・集計項目一覧」の登録件数	うち「地域区分」を登録すべき統計の数	うち「地域区分」の登録件数
人事院	0	0	0	0	0
内閣府	1	1	0	0	0
総務省	7	7	1	3	1
財務省	2	2	0	1	0
文部科学省	1	1	0	0	0
厚生労働省	8	8	6	1	1
農林水産省	5	5	0	4	4
経済産業省	7	7	2	4	2
国土交通省	8	8	8	5	4
環境省	0	0	0	0	0
合計	39	39	17	18	12
(参考) 令和2年度の実績	43(1)	42(1)	15(1)	20	14

(注1) 本表は、統計調査により作成された基幹統計及び統計調査以外の方法により作成された基幹統計を計上している。

(注2) 令和3年度(2021年度)に統計調査以外の方法により作成・公表された基幹統計は、国民経済計算(内閣府)、人口推計(総務省)、生命表(厚生労働省)、社会保障費用統計(厚生労働省)及び鉱工業指数(経済産業省)である。

(注3) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいう。

府省等名	一般統計調査の結果				
	e-Statの登録件数	うち「調査の概要（統計の概要）」の登録件数	うち「分類項目・集計項目一覧」の登録件数	うち「地域区分」を登録すべき統計の数	うち「地域区分」の登録件数
人事院	2	2	0	0	0
内閣府	13(1)	13(1)	2	4	2
総務省	5(1)	5(1)	0	2	0
財務省	2(1)	2(1)	0	0	0
文部科学省	11(2)	11(2)	2	2(2)	0
厚生労働省	49(2)	47(2)	11	6(2)	3
農林水産省	27(1)	27(1)	0	14	11
経済産業省	15(2)	13(2)	2	3	3
国土交通省	22	21	5	8	4
環境省	5	5	3	1	1
合計	146(5)	141(5)	25	38(2)	24
(参考) 令和2年度の実績	153(5)	140(5)	19	39(3)	22

(注1) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査数等の件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注2) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいう。

府省等名	加工統計				
	e-Statの登録件数	うち「調査の概要（統計の概要）」の登録件数	うち「分類項目・集計項目一覧」の登録件数	うち「地域区分」を登録すべき統計の数	うち「地域区分」の登録件数
人事院	0	0	0	0	0
内閣府	1	1	0	0	0
総務省	4	4	0	1	1
財務省	0	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0
厚生労働省	2	2	1	0	0
農林水産省	11	8	0	2	1
経済産業省	6	6	0	0	0
国土交通省	5	5	4	2	2
環境省	0	0	0	0	0
合計	29	26	5	5	4
(参考) 令和2年度の実績	31	27	5	5	4

(注1) 本表は、基幹統計以外の加工統計を計上している。

(注2) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいう。

資料10 「EBPMを推進するための人才の確保・育成等に關する方針」 第Ⅱ部 令和3年度フオローアップ

令和3年度における新たな取組

各府省においては、「EBPMを推進するための人才の確保・育成等に関する方針」により、毎年度、府省ごとの課題に応じ重点化を図つて取組を行うことなどなつてある。令和3年度(2021年度)における各府省の新たな取組は、以下のとおり。

府省名	取組事項
消費者庁	<p>新規採用職員研修においては、基幹統計調査、一般統計調査等の統計法に基づく統計調査を行おらず、専ら統計作成を行う部署はなく業務の一部として意識するところであるが、データの適切な取得・利活用等の観点から職員の統計リテラシーを高めるため、以下の取組を実施した。</p> <p>【2（1）能力開発】 新規採用職員研修において、統計・EBPMに関する内容の講義を組み込み、本講義の中で総務省において作成する「初めて新規採用職員（ダイジエスト版）」（ホールプレイング（変数設定、調査票の作成、グラフの集計、レポートの作成）等の研修を行った。</p>
総務省	<p>【2（1）能力開発】 集合研修でのみ開催していた、「統計担当者向け入門」をオンライン統計研修として整備し、統計調査の企画や実施の担当部署に新たに配属された者向けの初級研修として開講した。（令和3年度（2021年度）修了者数：1,298名）</p> <p>さらに、EBPMを通じた政策の質の向上を進めていく上で有用な知識が習得できるよう、集合研修「政策立案と統計」、「政策評価と統計」及び「ビッグデータ利活用」についても、オンライン統計研修のコンテンツとして整備し、令和4年度（2022年度）から開講する予定である。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、集合研修への参加が困難な状況を解決するため、一部の主要な集合研修において、リモートで受講できるライブ配信研修を実施し、幅広く受講機会を確保するよう努めた。</p>
法務省	<p>【2（1）能力開発】 令和3年度から7年度までの統計データアナリスト等の確保・育成計画を作成しており、今後、統計業務に携わる職員を対象に、総務省統計研究研修所が実施する初級又は中級研修の受講を働きかけていきたい。</p>
外務省	<p>【2（1）能力開発】 省内で実施している「第2部・第3部後期研修」（入省2～3年目で在外赴任前の総合職及び専門職員が全員受講する研修）において、統計に開講する講義を行っている。また、「第4部初任研修」（新規採用一般職員が全員受講する研修）においても、令和3年度は、統計に関する講義を新たに追加した。</p>
財務省	<p>【2（1）能力開発】 所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案し策定した「統計データアナリスト等を確保・育成計画」に基づき、統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の確保・育成を行った。</p>
文部科学省	<p>【2（1）能力開発】 総務省統計研究研修所実施、統計研修の受講履歴等能力開発に係る情報及び統計に関する情報について、蓄積・管理し、統計人材の配置に活用した。</p>

府省名	取組事項
厚生労働省	<p>【2（1）能力開発】 統計データアナリスト及び統計データアナリスٹの育成など、政府全体の新たな取組等を反映するため、新たに「厚生労働省における統計の人材育成基本方針」（令和3年6月7日）を策定し、本基本方針を踏まえて、職員の業務実施を目的として、別研修及び全職員・幹部職員を対象とした必須研修を実施した。また、職員の受講機会の拡大や効果的な研修実施を目的として、eラーニング教材の拡充・見直しを行った。</p>
農林水産省	<p>【2（1）能力開発】 活躍できる統計職員を育成できるよう、統計部門の若手職員の統計スキル、データ分析スキル等の資質向上を目的に「新たな人材育成プラン」を策定した。令和4年度からの実施に向けて準備しているところ。</p>
経済産業省	<p>【2（1）能力開発】 総務省統計研究研修所が実施する各種研修について広く周知を行うとともに、当省独自に研修カリキュラムを策定の上で統計担当職員だけでなく全職員を対象にリモート形式による各種研修を実施し、EBPM推進のための人材育成に取り組んだ。</p>
国土交通省	<p>【2（1）能力開発】 「統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方（令和3年2月12日統計行政推進会議申合せ）」において、統計データアナリスト及び統計データアナリス<small>ト</small>（以下、統計データアナリスト等）の確保・育成を実効あるものとするため、当省における統計データアナリスト等の配置（令和3年度から7年度まで）を踏まえ、統計データアナリスト等の配置を推進し、総務省統計研究研修所が実施する統計データアナリスト等の認定要件となる研修等へ参加するよう統計職員に対し奨励し、統計人材の技能向上に努めた。</p>
環境省	<p>【2（1）能力開発】 高い専門性を有する職員を計画的に育成・確保するため策定した統計データアナリスト、統計データアナリスト補の確保・育成及び研修等受講計画に基づき、総務省統計局主催の各種研修への参加を促し、職員の研修機会の確保に努めた。</p>
原子力規制委員会	<p>【2（1）能力開発】 「統計データアナリスト等の確保・育成計画」を作成し、統計データのユーザーとして、研修の受講等を通じて業務上必要となる職員の能力向上を図つていくこととした。</p>
防衛省	<p>【2（1）能力開発】 ・防衛省・自衛隊の全機関等に統計研修の受講案内を周知・照会することにより、統計業務の人材の育成に取り組んだ。 ※ 令和3年度の統計研修受講者：34名</p>

II 人事交流や外部人材の採用等に関する令和3年度の実績

①統計研修の修了者数
(IE BPMを推進するための人材の確保・育成等に關する方針)
第Ⅱ部2 (1) ②イ・5①関連)

○総務省統計研修所が実施している統計研修の修了者数

	初級		中級		上級		統計幹部コース 統計幹部講座 (※1)	分野別研修 (※2)
	初めて学ぶ統計 統計担当者向け 入門	調査設計の基本 統計分析の基本	統計利用の基本 統計データアナリスト研修	本科	統計データアナリスト研修	統計データアナリスト研修		
内閣官房	4	2	2	3		1	0	12
人事院	37	6	2	3		0	1	73
内閣府	66	35	17	15	16	9	6	135
公正取引委員会	0	0	0	0		2	2	3
警察庁	0	0	1	0	0	0	0	1
個人情報保護委員会	12	10	0	0	0	0	0	25
消費者庁	0	1	0	0	0	1	1	1
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	44	37	27	38		13	12	118
法務省	37	21	8	8	11	0	1	103
外務省	9	2	0	0	0	0	0	7
財務省	884	429	28	61	42	8	2	2,451
文部科学省	82	16	6	8	6	3	7	74
厚生労働省	147	82	19	20	22	4	5	265
農林水産省	65	59	30	21	24	4	3	164
経済産業省	19	13	1	2	2	4	9	49
国土交通省	131	83	11	9	8	10	4	358
環境省	1	1	3	2	2	0	2	8
防衛省	28	10	6	6	7	5	0	77

(※1) 修了証が発行されない研修の受講者数を含む。

(※2) 当該項目の修了者は延べ人数。

○統計データアナリスト・統計データアナリスト補の認定者数

	統計データアナリスト	統計データアナリスト補
合和3年度	17名	48名

○各府省が独自に実施している統計研修及びその修了者数																																		
人事院	・人事院統計研修－統計知識－ ①EBPM入門 ②EBM実践セミナー－ ③計量経済分析入門（前期） ④計量経済分析入門（後期） ⑤時系列分析実習 ⑥ペネル分析実習 ⑦季節調整法研修 ⑧GDPを学ぶ ⑨国民経済計算（SNA）ステップアップ ⑩アンケート調査入門 ⑪標本調査入門	研修名 修了者数 ・13名 ①68名 ②29名 ③40名 ④14名 ⑤31名 ⑥19名 ⑦23名 ⑧33名 ⑨37名 ⑩157名 ⑪41名																																
内閣府	①第2部・第3部後期研修 ※①、②ともに、研修の一部に統計に関する講義が含まれるもの。 ①統計基礎コース ②統計実務コース ③統計の見方・使い方入門 ④統計活用コース ⑤統計理論コース ⑥計量分析基礎コース ⑦実践的統計解析コース ⑧EBPM基礎研修 ⑨EBPMGS用研修 (①～⑧については、eラーニング受講分を含む。)	①76名 ②65名 ①314名 ②208名 ③436名 ④264名 ⑤284名 ⑥26名 ⑦19名 ⑧35名 ⑨13名																																
外務省	①農林水産統計能力養成研修（EBPM研修） ②農林水産統計能力養成研修（データサイエンティスト育成研修） ①<統計入門コース>統計利用基礎研修 ②<統計実務コース>統計実務基礎研修 ③<データサイエンスコース基礎編>初級研修 ④<データサイエンスコース応用編>中級研修 ⑤<データサイエンスコース応用編>上級研修 ⑥<データサイエンスコース応用編>産業運営分析研修	①79名 ②25名 ①23名 ②31名 ③44名 ④12名 ⑤8名 ⑥8名																																
厚生労働省																																		
農林水産省																																		
経済産業省																																		
②統計職員が取得している資格や学位 (「方針」第II部2（1）②)の関連		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>統計検定の合格者数</th> <th>修士・博士号を有する者</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内閣府</td> <td>8</td> <td>25</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>総務省</td> <td>27</td> <td>64</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>財務省</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>文部科学省</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>厚生労働省</td> <td>3</td> <td>21</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>農林水産省</td> <td>4</td> <td>19</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>27</td> <td>7</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和4年（2022年）3月末時点。 ※いずれも、基幹統計所管府省のみ。 ※「統計検定」には、統計調査士・専門統計調査士を含む。 ※「その他」は、データベーススペシャリスト及び専門社会調査士。</p>		統計検定の合格者数	修士・博士号を有する者	その他	内閣府	8	25	1	総務省	27	64	2	財務省	2	1	0	文部科学省	2	3	0	厚生労働省	3	21	0	農林水産省	4	19	0	経済産業省	27	7	0
	統計検定の合格者数	修士・博士号を有する者	その他																															
内閣府	8	25	1																															
総務省	27	64	2																															
財務省	2	1	0																															
文部科学省	2	3	0																															
厚生労働省	3	21	0																															
農林水産省	4	19	0																															
経済産業省	27	7	0																															

③統計部門における府省間の人事交流
(「方針」第II部2 (2) ①・5
①関連)

③統計部門における府省間の人事交流		④人材の派遣・受入や共同研究等を通じた学界との交流		⑤国際機関や海外の統計機関への人材派遣	
内閣府	13名 (厚生労働省より1名、総務省より8名、農林水産省より1名、財務省より2名、文部科学省より1名)	自府省統計部門への受入	自府省統計部門への受入	○国際機関や海外の統計機関への人材派遣	○国際機関や海外の統計機関への人材派遣
総務省	14名 (内閣府より1名、文部科学省より4名、財務省より2名、厚生労働省より5名、農林水産省より4名、文部科学省より1名、国土交通省より1名)	2名 (総務省へ1名、国土交通省へ1名)	2名 (総務省へ1名、財務省へ1名、厚生労働省へ1名、農林水産省へ3名、文部科学省へ1名)	○国際機関や海外の統計機関への人材派遣	○国際機関や海外の統計機関への人材派遣
財務省	1名 (総務省より1名)	4名 (総務省へ2名、内閣府へ2名)	4名 (総務省へ2名、内閣府へ1名)	○国際機関や海外の統計機関への人材派遣	○国際機関や海外の統計機関への人材派遣
文部科学省	1名 (総務省より1名)	2名 (総務省へ1名、内閣府へ1名)	6名 (内閣府へ1名、総務省へ5名)	○国際機関や海外の統計機関への人材派遣	○国際機関や海外の統計機関への人材派遣
厚生労働省	1名 (総務省より1名)	6名 (総務省へ4名、内閣府へ1名、国土交通省へ1名)	6名 (総務省へ4名、内閣府へ1名、国土交通省へ1名)	○国際機関や海外の統計機関への人材派遣	○国際機関や海外の統計機関への人材派遣
農林水産省	3名 (総務省より3名)	1名 (内閣府より1名、農林水産省より1名)	1名 (総務省へ1名)	○国際機関や海外の統計機関への人材派遣	○国際機関や海外の統計機関への人材派遣
国土交通省	2名 (内閣府より1名、農林水産省より1名)	1名 (総務省へ1名)	-	○国際機関や海外の統計機関への人材派遣	○国際機関や海外の統計機関への人材派遣
④人材の派遣・受入や共同研究等を通じた学界との交流 (「方針」第II部2 (2) ②関連)		大学等の研究機関への人材派遣	大学等の研究機関から 自府省統計部門への人材受入	大学等の研究機関から 自府省統計部門への人材受入	大学等の研究機関から 自府省統計部門への人材受入
内閣府	-	-	-	-	3件
総務省	2名 (大学等の高等教育機関へ2名)	-	-	-	13件
農林水産省	1名 (大学等の高等教育機関へ1名)	-	-	-	-
※各自省の統計業務に資することを目的として行なわれているもの。 ※「共同研究」とは、共著論文の執筆や学界での共同発表等。					
⑤国際機関や海外の統計機関への人材派遣 (「方針」第II部2 (2) ②関連)		○国際機関や海外の統計機関への人材派遣	○国際機関や海外の統計機関への人材派遣	○国際機関や海外の統計機関への人材派遣	○国際機関や海外の統計機関への人材派遣
○国際機関や海外の統計機関への人材派遣 延べ4名 (国際機関へ4名、その他の海外の統計機関へ0名) ○国際機関や海外の統計機関との交流 統計に関する国際会議の主催：0件、統計に関する国際会議への参加会議数：42件、参加延べ95名					

⑥政府統計部門における外部
人材の受入実績
(「方針」第II部1(1)④・3
①・②関連)

		内閣府	総務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省
	任期付職員法に基づく任期付職員	4	10	1	1	-
	任期付研究員法に基づく任期付研究員	4	-	-	-	-
	官民交流法に基づく採用職員(任期付)	-	-	-	-	-
常勤	臨時の任用職員など (任期付)	-	-	-	-	1
	行政業務研修員	-	-	-	-	-
	専門職非常勤職員	2	3	-	-	-
	客員研究員等 (非常勤)	7	-	-	-	-
	客員教授	7	29	-	-	-
	その他非常勤職員	-	1	1	-	1
	合計	24	43	2	1	2

※令和4年(2022年)3月末時点。

⑦国・地方間の人事交流
(「方針」第II部4①関連)

	自府省統計部門への受入	地方公团体統計部門への派遣
内閣府	1名 (北海道より1名)	-
総務省	2名 (千葉県・長崎県より各1名)	2名 (千葉県・長崎県へ各1名)